

# 日本銀行と安田善次郎(二)

——「安田家文書」による創業期の研究——

由井常彦

はじめに

明治十五年（一八八二）年十月、日本銀行の開業にさいし、安田善次郎は、理事（常勤）、割引（貸付）、株式、計算の三つの局長を兼務、という非常に重要な役職についた。前号で考察したような、日本銀行創立事務御用掛ついで創立委員としての彼の能力と行動が、松方正義大蔵卿はじめ政府当局の信用をかちえた結果といえよう。

本稿は、開業当初の時期における安田善次郎理事の行動・足跡を、前号に引続き「安田家文書」<sup>(1)</sup>によってフォローする。それによって、彼の日本銀行および当時の金融界における役割を検証するとともに、創業期における日本銀行それ自体の活動をも解明する一助としたい。幸いこの時期の「手控」には、日記風の記述のほかに、比較的多くの書簡や政策提言の草稿類が含まれており、従来知られるところの少なかつた興味ある諸事実を考察することができる。なお、必要な範囲においてではあるが、この時期における三井ないし三井銀行との関係や動向にも及ぶことにしよう。

一 日本銀行開業直前の安田善次郎

——定款・内規の作成、栃木県為替方問題、倉庫会社設立、第三国立銀行と  
第四十四国立銀行の合併など——

日本銀行は、明治十五（一八八二）年十月十日に開業の運びとなるが、その直前の時期として、前号にひきつづき本稿では、同年八月十五日から開業にいたる約二カ月間における、安田善次郎の日本銀行にかかわる行動・動静から、記述することにした。

この時期には創立事務御用掛として、開業の準備業務のため、彼は足しげく大蔵省当局や日本銀行創立事務所（九月十二日開所）に出むいている。同時に、開業を目前にひかえて、日本銀行の株式の募集と申込み、栃木県の為替方ならびに日本銀行代理店の受託、第三国立銀行による第四十四国立銀行の合併など、彼にとって重要な諸問題について、それぞれ結着をつけておきたかったであろう。こうした事情から、この年の夏は多忙で、毎年の慣例であった家族づれの温泉療養や帰郷・旅行など一切を見おくり、秋から年末まで東京で過している。

以下にまず、開業前日までの日本銀行関係の行動と関係記録を「手控」（第四号）から抜萃して記してみよう。<sup>(2)</sup>（一）内は、原史料でのカッコ書き、（一）内は、筆者による補筆である。

〔明治十五年〕

八月十五日 晴

九時ヨリ銀行局ニ出ル 日本銀行創立委員詰所ニ出ル

八月十六日 晴天

午後一時大蔵省ニ出ル 不在

〃 三井銀行ニ三野村ト面会ス

八月十七日 晴

午前八時ヨリ松方公ノ邸宅ニ富田、加藤、三野村ノ三氏ト終日用談ス、日本銀行ノ件ナリ

八月十八日 曇

日本銀行利益予算表（略、前号で紹介）

倉庫会社設立ニ付手順

発起人惣代ノ任ヲ定開業迄ノ事業ヲ担当為致候事

八月十九日 晴

午前九時ヨリ大蔵省ニ出勤

午後三時ヨリ集会所ニ臨席

倉庫会社之件ヲ談ス

八月廿日 晴 日曜日

午前 鎧橋ノ永楽屋家藏ヲ視ル

廿一日午前九時大蔵省ニ出ヘキ事

八月廿一日

九時ヨリ大蔵省ニ出、郷、富田、加藤ノ諸氏ト談判ス

八月廿二日 晴

午前九時ヨリ 大蔵省ニ出ル

八月廿三日 晴

九時ヨリ 加藤君ヲ訪

原(六郎) 澁澤(栄一)ト永楽屋ノ家屋ヲ視ル

午後三時ヨリ日野屋ニテ川崎(八右衛門)、加藤君ト晚宴ス

八月廿四日

午前九時ヨリ大蔵省ニ出ル

八月廿七日 晴 日曜日 終日在宅

日本銀行内規草案

第一章 株式記入売買譲与等ノ事 七條

二 營業之事 六節三十七條

三 實際報告并ニ經費豫算決算之事 七條

四 行務綜理之事 六節 廿六條

五 株主總會之事 五條

六 營業時間并ニ休暇之事 八條

七 役員給料旅費并ニ手当金ノ事 六條

八 役員責任及罰例ノ事 七條

九 行務分局之事 五款五十條

全定款

第壹章 日本銀行組織之事

自第一條  
至第六條

	第二	資本金及積立金之事	二十七條
	三	銀行營業之事	二十二條
	四	實際報告及利益金分配之事	三十三條
	五	行務綜理之事	四十四條
	六	監理官	六十一條
	七	株主總會	七十二條
	八	總則	七十三條
八月廿九日	晴	火曜日	八十七條
(午前) 九時ヨリ			九十條
十二日ノツキ			
二十株	北新堀町十七番地	加藤、三野村 (利助)	
	後藤庄吉郎	ノ三氏卜定款ノ逐條會議ヲ為ス	
三十株	兵庫宮前町		
	北風庄造		
四十株	信州松本南深志町		
	大池源造		
十株	南足立郡沼田村五番地		
	清水鎌吾		
十株	全千百七十一番地		
	堀田重義		

五十株 信州上田

阿部弥惣太

〆 貳千株

八月三十日 雨 水

大蔵省ニ出ル 志賀氏へ申込書ヲ渡ス

九月一日 晴 金

午前七時藤川(為親)公ヲ訪面談ス

九月四日 晴 月

十二時加藤君ヲ訪

九月五日 火

九時 大蔵省ニ出ル

(第三国立銀行と第四十四国立銀行の)合併ノ事務受渡シノ事本日ヨリ向一周間日延ノ事ヲ大蔵卿ニ上申ス

九月六日 曇 水

(午前)大蔵省ニ出ル農商務省ニ回勤

〃 三野村氏ニ面談ス

午後澁澤氏ニ面談

九月七日 曇

前 大蔵省ニ出ル

九月八日 晴

前 大蔵省ニ出ル

九月十一日 月

午前九時 大蔵ニ出ル

九月十三日 曇 水

十時 大蔵省ニ行、松方大蔵卿ヨリ九月八日附ノ日本銀行創立事務御用掛ノ奉書ヲ拝受ス

加藤、藤村ノ二君ニ面談ス

十一時ヨリ日本銀行ニ行 吉原（重俊）、富田ノ二君ト語ル

九月十四日 曇 木

日本銀行開業前着手順序

定款 内規ノ草案予定

分局 分課 人員配置

人当 建築 營繕

諸帳簿 印章類 切符類

罫紙類 諸器械

株主惣会

十時半 日本銀行出席

九月十五日 晴 金

午前七時ヨリ松方公ヲ訪面談

〃 十時代々木村ニ品川（弥二郎）君ノ病痾ヲ訪面談

九月十六日 晴 土

午前七時 武井（守正）君ヲ訪 不在

十時 日本銀行二出ル

九月十八日 雨 月

十時 日本銀行出勤

九月十九日 曇 火

午後一時ヨリ日本銀行ニ於テ定款ノ詢問会ヲ開ク、来会スル者 松方大藏卿、郷三等出仕、富田大藏大書記官、加藤全權大書記官、澁澤榮一、三井八郎右衛門、原善三郎、茂木惣兵衛、箕田長次郎、安田卯之助、川崎正蔵、川崎金三郎、子安峻原六郎、山中隣之助、朝比奈一、永島良幸、河村傳衛、中井新右門、西村帙四郎、外山脩造、松下重太郎、草間貞之助、三野村利助、生、開議畢テ 洋食 十時退散

九月廿日 晴 水

正午ヨリ日本銀行ニ出勤

三時ヨリ大阪外山 草間 松本ノ招ニ紅葉館ニ行 富田 加藤 澁澤 三野村 生 原 安忠 西村 芦田 佐々木 高田 河村 外山 松本 草間ノ十五名ナリ 九時帰宅

九月廿一日 木 晴

日本銀行株式十株以上申請度由

正午ヨリ日本銀行ニ出勤ス

二時ノ汽車ニテ横浜ニ行 澁澤 原 生 河村 山中 小島 勝部ノ七名共同倉庫會社ヲ見テ原 茂木 澁澤喜 馬越 朝吹ノ諸氏ト富喜楼ニ晚餐シテ 九時帰宅

九月廿二日 雨

午後日本銀行ニテ内規ヲ集議ス

廿四日午前九時 吉原少輔ニ行約束



九月廿三日 晴

九時 佐賀町倉庫会社へ 澁澤 原 山中 河村ト該社ノ規則ヲ集議ス  
七時ヨリ精洋軒ニ而 原氏ノ開宴ニ烈ス<sup>(マヤ)</sup>

外山 草間 松本 山中 原 高田 芦田 十時散ス

九月廿四日 日 雨

前九時ニ吉原君ニテ富田 三野村ト終日相談ス 郷氏ヲ訪 不在  
加藤君ヲ訪 面談ス

九月廿六日 晴 火

午後一時 日本銀行出勤

九月廿七日 晴 水

午後一時ヨリ日本銀行ニ出勤

九月廿八日 晴 木

二時ヨリ日本銀行出勤

九月廿九日 金 晴

一時半 日本銀行出勤

九月三十日 土 雨

二時ヨリ日本銀行ニ出ル

十月二日 晴 月

九時 日本銀行ニ出勤 今朝ノ暴風ニ新築足場ヲ崩ス 終日出勤

十月三日 晴 水

(午前) 加藤君ヲ訪

午後日本銀行出勤

十月四日 晴 火

一時ヨリ日本銀行出勤

二時ヨリ倉庫会社ニ出

九日五時ヨリ倉庫会社へ

十二日 倉庫会社ノ株金募集

十六日 〃 開業

十月五日 木

七時ヨリ武井君訪 面談

第三株券製造之事

取引申込書 (第三国立銀行より日本銀行宛)

当銀行ニ於テ金融之都合ニヨリ

貴行ト賃借勘定相開申度 豫テ御聞濟

被成下熟知候也

年号月日

日本銀行御中

十月六日 晴 金

三時ヨリ日本銀行ニ出勤

伊東善五郎 鑑定

三木鏡造 須田 十二才 給仕

前橋栄次郎 十四才 給仕

山中清右衛門 四十才 鑑定

十月七日 晴 土

十時ヨリ日本銀行ニ出席

十月八日 日曜 晴

九時 日本銀行ニ行

十月九日 月曜 晴

午後五時 倉庫会社ニ出ル

午前七時 加藤君ニ面談

十時 大蔵省ニ出ル

十一時 大蔵卿ヨリ日本銀行創立事務御用掛差急之事 同事ニ付 慰勞トシテ白縮緬壹疋下賜候事

日本銀行理事拜命

十二時 第三銀行ニ出ル 頭取退職之書面ヲ出ス

ここにみられるように、九月十三日に安田善次郎は、松方大蔵卿より日本銀行の創立事務御用掛の任命書を受けとると、同日から永代橋際の日本銀行設立事務所に連日出勤している。この頃から、面会の相手は、大蔵省加藤銀行局長はもとより、松方大蔵卿はじめ新設の日本銀行総裁となる吉原重俊大蔵少輔、副総裁となる富田鉄之助大蔵省大書記官らが多くなっている。創立事務御用掛には、民間金融業者の代表として、安田善次郎と三井の三野村利助（三井銀行副

長)の二人が任ぜられていたが、九月一日、子安峻(読売新聞社長)、および関西の金融業界の代表として、外山脩造(第三十二国立銀行総監)、松本重太郎(第三百十国立銀行頭取)、草間貞一郎(第十三国立銀行支配人)が加わっている。<sup>(3)</sup>

八月末から九月は、日本銀行の定款および内規等の決定が急務であった。定款は、前号で記したような経緯と審議をへて、九月二〇日には「在京の東京横浜及び大坂等の株主中銀行の業務に従事する者十数名を事務所に招集し、内議諮問を尽し」<sup>(4)</sup>た。その顔ぶれは、二十五名に及んでおり、東京の銀行業者ばかりでなく、横浜からは原(善)、茂木、箕田、原(六)が、大阪からは松本、草間、外山が参加・出席しており、全国の銀行業者を網羅した大規模な会議であった。こうして確定をみた定款は、九月二二日に創立委員によって大蔵卿に提出され、一〇月六日に認可されている。<sup>(6)</sup>そして開業前日の十月九日に、善次郎へは松方大蔵卿から日本銀行創立事務掛にたいする慰労として白縮緬が下賜されている。<sup>(7)</sup>

定款については、九月下旬に「日本銀行内規」が最終的に審議、作成をみた。この内規の原案は、八月廿七日の項に掲載の「日本銀行内規草案」で、安田善次郎ら委員作成のものと考えられる。成案は、定款より四日遅れて一〇月一〇日に認可をみている。<sup>(8)</sup>『日本銀行百年史』(第一巻)の記述によれば、加藤銀行局長が、「内規は此際編成に不及、追而充分の事務取扱はる場合に望<sup>(9)</sup>み、完全なるものを編成可然」と内規作成の推進に協力せず、業務が停滞したと記され、日銀人事にたいする不満から、副総裁となる富田と銀行局長の加藤の間に確執があった、とされている。<sup>(10)</sup>だが、安田善次郎日記に関するかぎりとくにそうした事実(両者間の確執)をうかがわせる記述は見出せない。なお日銀設立後加藤は、大蔵省銀行局長のまま日銀の管理官に就任している。

右のような経過をへて十月九日に、安田善次郎は、三野村とともに新設の日本銀行の理事に任命された。そして同日、

彼は第三国立銀行に赴き、この事実を発表し、第三国立銀行頭取を辞することとしている<sup>(11)</sup>。もっとも、後にみるように、その後、第三国立銀行にも毎朝出勤しており、名実ともに辞任するのは、十二月十五日のこととなる。

さて、本稿の前号に記したところであるが、日銀の開業前に、安田善次郎が結着をつけておきたい業務として、上述の定款はじめ諸規定類の作成や予算措置のほか、彼自身や安田銀行にかかわる諸問題として、栃木県の為替方引受について地元とのトラブル、東京における倉庫会社均融会社の設立、および第三国立銀行による第四十四国立銀行の吸収合併、さらには日銀株式申込などがあつた。そして、これらはいずれもこの準備期間にいちおうの結末をみている。これについて以下に経過を記しておく。

#### (1) 栃木県為替方引受け問題

すでに前号で記述したように、明治初期の栃木県は、安田善次郎が将来を着目・囑望した地方であり、明治九年以降栃木と宇都宮にそれぞれ支店(安田銀行、一時は安田商店扱)を開設、両支店が官金の一手取扱いを行ない、業績をあげていた<sup>(12)</sup>。したがって為替方は、ほかには譲れないところであつた。ところが明治一五年六月、地元で設立をみていた第四十一国立銀行(明治十一年九月設立、栃木町、資本金二〇万円、頭取木村半兵衛)の一部役員から、栃木県の為替方は栃木県在住の事業者がこれを担当すべきであるとして、今回の制度の見直しを機に、翌明治十六年度(四月)以降の官金取扱いを第四十一国立銀行ないし関係企業に譲渡するよう、県当局にたいし強い要請が行われた。その理由として、前号でも触れたが、官金取扱いにかかわる利益は、地元で還元すべきであること、安田は公益よりも私利を優先する企業体であることが強調され、地元で紛争がおこり、県(藤川知事)と郡の関係者が調停にのり出す事態となつた<sup>(13)</sup>。

これにたいし善次郎は、安田による国庫金取扱業務の引受けが正当・妥当であり、栃木県にとつても、有利・安全で

あるとし、一切の妥協を排し、県政の有力者の白石らによる栃木県への来訪の要請には、これに従わなかった。

八月中旬以降のこの問題にたいする動向をみると、仲介者の労に報いる必要から、善次郎は、町野五八を栃木県に派遣して安田銀行側の立場の説明に当らせ、白石・仲田らに感謝の意を表しつつも、妥協を排し、県当局による事態の決着を待つ態度で終始している。<sup>(15)</sup>

八月十二日

町野五八氏ヲ栃木ニ遣ス 為替方ノ一件中裁ニ基キ兼ルノ事ナリ

八月十四日

栃木ヨリ電報三度来ル

八月十五日

栃木へ電報 テガミミタセンノチウモンカシガツモリダイリナラヨロシホカヘケ

八月十六日に善次郎は、白石磨に左のような手紙を書き、自身が現地で交渉の意思のないことを重ねて申し送っている。<sup>(15)</sup>

白石磨氏ニ返翰

御懇書拜読大暑之候益御安栄被為凌候由大慶不斜奉賀候陳者為替方一件ニ付過日来御配慮被下置候段千萬忝御礼奉申上候右者速ニ参縣之上各位ニ御継り申上和談相整可申所存ニ御坐候処病後之不自由及聊手拔兼候用向出来乍不本意町野五八氏ヲ以テ発起代人ト為シ彼是御手数数相懸候未何分纏リ兼候趣ニ而仲裁之一条者断然謝絶致候旨一昨日同氏ヨリ電報有之実々落膽致居候然

ニ尚亦御示諭被下置候義有之趣ニ而小子出縣候様御懇書被下忝何事ヲ差置候而モ罷出可申筈之処一旦該件ノ取扱方ヲ委任致候町野五八氏未夕帰宅不致候ニ付何分御意ニ随ヒ兼候間同氏帰京シテ解任候上速ニ出縣仕尚百事御配慮相願度事ニ御坐候此上共不惡御了承奉願上候乍末筆仲田安生之両先生ニモ宜敷御靜期奉願上候也

安田善次郎

八月十六日

白石 磨様

結局八月末になると、善次郎の思惑のとおり、地元の要請者側が折れて、栃木県の為替方は、翌年四月以降も従来どおり安田側が担当することとなった。ただし足利地域と地方税のみは、第四十一国立銀行に委譲をする内約が交された<sup>(16)</sup>とみられる。一件が落着くと、善次郎は町野をつれて栃木県に赴き、改めて関係者に礼を尽くしている。経過は以下のとおりである。<sup>(17)</sup>

八月廿五日

午前 町野 平岡 竹中之三氏来訪

昨夜 栃木ヨリ町野帰京 為替方一条仲裁ナル

八月三十日 雨 水

午後晴ル、三時之汽車ニ而町野五八氏ヲ伴ヒ栃木ニ行

八月三十一日 晴 木

午前四時 新潟ニ着

前七時 栃木支店ニ着

正午ヨリ久野村 安生順四郎氏ヲ訪 後七時帰寓

九月一日 晴 金

午前七時藤川公ヲ訪 面談ス

午後仲田氏ノ宅ニ而安生 白石 町野立会ニ而木村ト為替方来四月一日ヨリ讓渡之事ヲ請約ス

午後六時ヨリ同所鯉保ニ宴会ヲ開ク 来会スル者 藤川君 松澤 新谷 仲田 白石 町野 安生 木村 鈴木 中島 生  
ト十一名ナリ

九月二日 晴 土

午前七時 白石 安生 松澤 新谷 仲田 白石等ノ諸氏ニ謝礼ノ品物ヲ送ル

八時発足シテ新潟ヨリ汽船ニ乗シ午後七時帰京ス

九月四日 晴 月

町野五八氏ニ栃木行ヲ謝儀ス

右の経過においては、解決をみるまで善次郎は、余裕をもってこれに対処している。この時期彼は頻繁に大蔵省銀行局に出入しており、問題が大蔵省の行政当局に持ち込まれた場合について、十分な自信があったことであろう。

## (2) 倉庫会社の設立について

日本銀行の設立・開業を機に、倉庫会社を設立し、金融業務をふくめた倉庫業を經營する計画は、安田善次郎が多大の関心を感じたところであった。日銀の創立準備とともに計画が具体化し、善次郎が収支計画の原案を作成したことは既述したとおりである（前号第二節）。



この時期になって、倉庫会社（そのための金融機関の均融会社とも）の設立計画は、澁澤栄一や原六郎らの支援と協力をえて進捗した。八月十八日には、「発起人物代ノ任ヲ定メ開業迄ノ事業ヲ担当為致候事<sup>19</sup>」と記されている。この間所轄官庁は農商務省に移り、善次郎も同省（品川農商務大輔、武井次官）にしばしば出向くようになっていた。農商務省の認可は、九月二日におりている。<sup>19</sup>

ついで九月八日に善次郎らは、銀行集会所で倉庫会社の設立の概要を説明<sup>20</sup>しており、同二日には澁澤、原らの発起人のメンバーともども横浜に出張、一足先に開業した共同倉庫会社を見学した。<sup>21</sup> 同倉庫会社は、横浜の生糸商人たちの共同預所が、明治一五年六月に会社組織に改組し、同七月二日に開業のはこびとなったものである。九月二三日に善次郎は、澁澤、原らと新設の倉庫会社の諸規則類を協議・作成し、<sup>22</sup> かくて倉庫会社は、日本最初の本格的倉庫会社として、頭取小島信、深川佐賀町二丁目に本店を、横浜本町（前記の共同倉庫内）に支店をおいて、資本金三〇万円で発足することとなった。<sup>23</sup> 安田善次郎は澁澤栄一とともに、それぞれ一万円を出資、相談役に就任した。同社は十月十二日に株式の払込をえて、一六日に開業したようである。<sup>24</sup>

倉庫会社の設立は、当初の安田善次郎の構想においては、東京に所在し、かつ日本銀行との関係や金融面が重視されたが、右の経過からその後は、横浜港での貿易と倉庫業務が重視されることとなった。そこで日本銀行設立との関係も稀薄化したので、本稿では、これ以上立ち回らないこととする。開業後の経過を略述すると、開業当初は前途が楽観されたが、まもなく明治一七年になると取引先の東洋銀行<sup>オリエントバンク</sup>の閉店、丸家銀行の支払停止などに際会して、均融会社の経営が不振となった。横浜では、横浜正金銀行が低利融資にのり出したものの、均融会社が明治十七年八月に閉店し、倉庫会社も翌年五月には、休業をよぎなくされており、<sup>25</sup> この時期には成功をみるにいたらなかった。

(3) 第四十四国立銀行の吸収合併について

明治十五年に実現した第三国立銀行による第四十四国立銀行の吸収合併は、日本銀行の開業を前にして、安田善次郎にとつてきわめて重要な出来事であつたばかりでなく、日本の銀行史にとつて最初の本格的な銀行合併の意義を担うものであつた（前号第四節参照）。

これら両銀行の合併は、この年七月に進捗、七月二日に第三国立銀行臨時總會で合併決議が成立（資本金一〇〇万円）し、いちおうの結着をみたのであるが、しかし、こうした合併にがちな、被合併の第四十四国立銀行の側において資産不足ないし「不良資産」問題の発生をまぬがれなかつた。このため合併契約の締結をみたのちもこの時期になつて、全面的な營業の再発足の前に、当初の契約の履行は修正をよぎなくされている。

第三銀行と第四十四銀行の合併出願許可は、「手控第四号」によると、八月二十一日のことで、左のように記述されている。<sup>26</sup>

（八月廿一日）

第三銀行ト四十四銀行ト合併之出願許可トナル

第三銀行取締役集會ヲ開ク

合併許可ニ付集會ノ議案

一、株主ニ報道スルノ事

附タリ株式増減之有無ヲ問ノ日限八月廿五日

株金授受ノ日限 八月三十一日ヲ限リト  
為スノ可否

一、合併營業ノ廣告ヲ為スノ期

一、実施ハ九月五日ヨリト定メ候哉否ノ事

ついで、八月二十八日に旧第四十四国立銀行の事務所は、日本橋の第三国立銀行の二階に移転して(27)いる。

ところで、右の事務の引継ぎの時期に際し、旧第四十四国立銀行の五つの支店（箱館・小田原・直江津・金沢・四日市）の勘定において次々に不備や問題が発見され、善次郎はその対策を講じている。

なかでも重要なものに、箱館支店の北海道釧路跡佐登あとしぶりの硫黄山の資産の処理の問題があつた。同硫黄山は、北海道の企業家で、第四十四国立銀行の取締役支配人の山田慎が担当、投資したもので、その額は十数万円の多額に上るものであつた。これについては、八月末のこの時点で、安田善次郎は「箱館支店勘定」を切離し、山田慎への貸付とすることを決意したようである。八月三十日の項に以下のような記録が残されている。<sup>(28)</sup>

八月三十日 雨 水

山田慎 割引勘定之約定書并借用書

借入金証書

一金拾六万円者 通貨也 利足壹ケ年

壹割ノ勘定ニ而毎年

六月三十日十二月三十日

両度ニ相渡可申事

前書之金額正ニ借用申候処実正ニ御坐候、返済之義ハ向四ケ年ニ割合則明治十九年九月五日ヲ以テ皆済之期限ト為シ則左之通り約定取極候事

### 第一條

本文金額ノ内 金何千何百円ハ何月何日

一金貳万円 明治十六年四月五日

一金貳万円 全年九月五日

右之通無相違元利返済可致候、此返済手續ハ箱館ニ於テ該期ノ凡三十日前御出張ノ貴行御社員之承諾ヲ得テ東京江荷為替其外便宜ノ方法ヲ以テ送金ヲ為シ第三国立銀行本店江直チニ返納可致候

### 第二條

本文借用之金額ニ対スル抵当ハ左ノ如シ

金何万何千円 東京府下地所何ヶ所

金何万何千円 旧第四十四国立銀行箱館支店ノ資産負債ヲ悉皆差引ノ残額則資産ニ属スルノ分

合計金何万何千円

### 第三條

本文借用金ノ義ハ旧第四拾四国立銀行ト第三国立銀行合併相成候ニ付旧第四十四国立銀行之資産ニ属スル分ノ内全行箱館支店ニ於テ貸借為シタル悉皆ノ分割引勘定ニ而拙者買請タル代價ヲ直チニ貴行ヨリ借用致タル事ニ候、然トモ此買請タル事情ニ付何ナル損失又ハ葛藤ヲ生スルモ該借用金ニハ一切故障等申立間敷候事

### 第四條

第二條ノ抵当ニ差入タル貸金証書ヲ以テ貸附金ヲ取立ルモ第一條ノ割賦金ヲ返済為シタル余金ハ拙者ニ於テ適宜使用スルモノニシテ其ノ場合ニ於テハ更ニ確實ナル貸付金ノ証書（貸付金額ニ相当セル抵当品アルモノ）ヲ其余金ノ金額ニ対スル分差出置候事

### 第五條

本文借入金万一期限ノ都度返金怠ルトキハ豫テ第二條ニ掲ケタル抵当物ヲ公賣ニ付シ其代金ニ而元利返済可致候、満期ニ至リ皆済相滞タルトキハ前文之通取計、若不足ヲ生スルトキハ拙者并ニ証人ノ所有品ヲ以テ賣却弁償可致之事

第六條

本文借入金皆済迄拙者之都合ニ依リ貸金取立其他ノ事ヲ監視ノ為メ貴行之御社員一名御差出被下抵当品ノ出入者毎々箱館ニ於テ御取計有之度候事

第七條

右社員ノ往復旅費滞在日当其他諸費ハ総テ拙者ニ於テ支弁可致候事

約定書

何万何千円

旧第四十四国立銀行  
箱館支店資産ニ属スル分悉皆

内金何万何千円割引

差引金拾六万何千何百円也

右之通割引勘定ニ而第三国立銀行ヨリ山田慎ニ売渡本日ニ於テ双方取引相済候ニ付為後日左ノ約定致置候事

第一條

一本文割引勘定ハ旧第四十四国立銀行ト第三国立銀行ノ合併ヨリ起創スル処ナリ、箱館支店ノ損益勘定ヲ第三国立銀行ニ於テ何分見認不附処ヨリ山田慎ハ旧第四十四国立銀行之当任者ニシテ合併ノ事件ニ尤尽力致候処ナレハ該支店ノ勘定確實ナル事ヲ保証スルノ意味ヲ以テ此割引売買ノ約ヲ生スル事ニ有之候事

第二條

第一條ノ如ク意味アルカ故ニ向後此割引ノ事ニ付何程ノ葛藤相生シ候共山田慎ニ於テ負擔為シ第三国立銀行ニハ決而關係不致候事尤不得止場合ヨリ第三国立銀行ノ名義ヲ以テ談判ヲ開キ候事有之モ該件ニ付テノ諸雜費ト損失ハ都テ山田慎ニ於テ支弁可致候事

箱館支店の資産、すなわち右の硫黄山については、他への売却など回収が思うに任せなかつたようである。そして明治一七年夏に善次郎の実施調査が行われたのち、その後明治二〇年になって、安田善次郎と山田慎との共同による開発が試みられた。その結果は、それなりの成果をうるにいたるのであるが、その経過については、すでに研究と考証が行われている。既刊の『安田保善社とその関係事業史』と『安田財閥<sup>(29)</sup>』の当該項目に記述をゆずることにしたい。

ほかに旧第四十四国立銀行の直江津支店、小田原支店勘定などにおいてもいくつかの問題点が見出された。そこで安田善次郎は、九月五日に、合併の実施・新店舗の開業を一週間延期することに決し、この旨を大蔵省に届けるとともに、金沢、箱館、小田原、直江津、小田原の諸支店を一時休業せしめ、各店の諸勘定を<sup>(30)</sup>検査し、改めて資産の引継ぎを行っている。以下参考までに、この間〔手控〕<sup>(31)</sup>第四号、九月五日―九月十四日<sup>(31)</sup>のこの件にかんする記載事項と記録を掲げておくことにしよう。

九月五日 火

八時（第三銀行へ）出行

本日着手スヘキモノ 四十四銀行ノ件

開進社ノ老万式千余円ノ件

直江津支店ノ件

実施日限延期之事

合併実施近日ノ廣告

第三国立銀行

第四十四国立銀行

去月廿一日ヲ以テ廣告致置候第四十四国立銀行ヲ第三国立銀行ニ合併シテ本日五日ヨリ実施可致ノ件事務引継ノ都合ヲ有之  
延日仕候条追テ（以下記述なし）

九時大蔵省ニ出ル

合併ノ事務受渡シノ事本日ヨリ向一周間日延ノ事ヲ大蔵卿ニ上申ス

金澤 箱館 小田原 桑名 直江津ノ五ヶ所ニ營業中止ノ電報出ス

第四十四国（立）銀行役員江金壹千円ヲ報勞金トシテ遣ス

旧第四十四銀行社員之内九名当分雇入候事

九月九日

一、三万八千三百余円 直江津

内 三千九百円 成助金

又 壹万貳千円 貸金

九月十日 日曜 小雨

小田原支店

一 壹万四千四百九十九円六十六錢七厘

一 四千〇九拾二円

一 壹万貳千百十八円〇錢二厘 七五此損三千廿九円五十錢三厘

一 貳千四十八円 五 〃 千廿四円

一 壹万貳千五百九十四円貳錢七厘 三 八千八百十五円八十錢九厘

合 壹万貳千八百六十九円三十二錢二厘

資産三万貳千四百八十二円三十八錢四厘

九月十一日 月

石塚六三郎氏ト直江津支店ヲ□約ス

九月十二日 晴 火

小田原支店

貸付金 四万五千三百五十円

内 壹万三千円斗 株主

九月十四日 曇 木

日本銀行開業前着手順序

定款 内規ノ草案予定

分局 分課 人員配置

人当 建築 營膳

諸帳簿 印章類 切符類

罫紙類 諸器械

株主惣会

(中略)

合併約定書第四條ニ基キ第四十四国立銀行ノ資産ニ属スルモノ悉皆ヲ引渡スニ付該科目ハ左ノ如シ

負債ニ属スル部

金

右ニ掲載スル処ノ者ハ各明細ノ帳簿及証書ニ引合セ双方立会ノ上正ニ受渡致候処也、此諸品ヲ第三国立銀行ニ受取タル上ハ



国立銀行條例ニ因リ政府ヨリ附與サレタル所ノ權利及発行紙幣ニ對シ負擔スヘキ義務トモ挙テ之ヲ第三国立銀行ニ引受タルモノトス然ルト雖トモ此帳簿及証書面等ノ外何様ノ損失ハ勿論如何ナル事項タリトモ旧第四十四国立銀行ニ関シ生スル所ノ事項ハ(過去未來ノ別ナク)旧第四十四国立銀行役員ニ於テ引受第三国立銀行ヘハ一切損失迷惑等掛サルヘシ為後証ノ依而如件

(中略)

讓渡申証書之事

直江津支店ニ属スル資産ヲ賣渡之証書

旧第四十四国立銀行直江津支店ノ貸借差引其残高則該支店ニ属スル分悉皆ヲ第三国立銀行ヨリ石塚六三郎ニ於テ買請候ニ付  
互相ノ間ニ於テ結約スル條件左ノ如シ

第一條

負債ニ属スルノ分

一金三万円

資本金高

一金八千 円

旧第四十四国立銀行本店ヨリ差引借勘定

一金何千何百円

大阪第十三国立銀行本店貸借差引借勘定

一金

西京

□□全上

資産ニ属スル分

一

貸附金

一

現金有高

右の十日間の「手控」の記事・記録によって、各支店の勘定の問題点の全貌を明確にすることはもとより困難であるが、若干の損失ないし不足が生じ、調整をよぎなくされたことは推測できる。また直江津支店はこの機会に資産売却、閉店された。四日市支店もその後整理されたようであるが、その経過は明らかでない。

なお第四十四国立銀行の整理にともなう調整の業務は、株式の取引などによって行われ、最終的な処理は十月まで持ちこされている。

(4) 日本銀行株式応募について

以上のほかに日本銀行の株式の応募については、前号で考究したように八月中旬には満株となり、十九日には申込をうち切ったようであるが（あとは十株未満についての申込）、前掲の「手控」では、すでに申込済の分の記入であろうか、八月二十九日後藤庄吉郎以下六名、合計百六十株の記録があり、それに付して「貳千株」と記載されている。<sup>(32)</sup>

創立期の日本銀行の株主について詳細に記述されている『日本銀行百年史』第一卷<sup>(33)</sup>によれば、安田関係については、

安田は善次郎（五〇〇株）、卯之吉（五〇〇株）、忠兵衛（四五〇株）が応募したものの、善次郎の五〇〇株が許可されたにとどまったが、善次郎が総代として応募申込をした中井新右衛門、中沢彦吉、山中隣之助、米倉一平（以上各一〇〇株）、長井利兵衛（五〇株）、中村清蔵（四〇株）、喜谷市郎左衛門、大村五左衛門（各二五株）、松下一郎右衛門（二〇株）も安田系と見れば、合計一〇六〇株に上った（民間所有株式総数の四・二％）。

とされている。だが、「安田家文書」には卯之吉分もみえるし、右の考察には、前記の六名は含まれていない。かりに、「貳千株」とすれば、上掲『日本銀行百年史』にみえる、合計一五一五株の三井関係応募を上まわることになる。ちなみに上掲書における三井系とは、三井八郎右衛門一、〇〇〇株（二人では応募者のうち最高額）、三野村利助（三六五株）、西邑虎四郎（一五〇株）の三人のみで、この数字での安田系との比較には問題がある。だが、それはともかく、安田善次郎が、三井に対抗するように、積極的に行動したことには疑問の余地がない<sup>34</sup>。

（1）本稿で重要な史料として用いる「安田家文書」の内容と特徴については、前号（『三井文庫論叢』第三八号、二〇〇四年一月、六三頁）に説明したので、前号を参照されたい。

本稿でもにも使用したのは、このうち、安田善次郎「手控」第四号（明治十五年八月〜十一月）、安田「手控」第五号（明治十五年十月〜十六年五月）、安田「手控」第六号（明治十六年五月〜十二月）、安田氏「日誌」第五号（明治十六年三月〜十八年四月）、の各表紙つき四冊、ほかに『安田善次郎全伝』（私家本、大正一四年）巻之三、伝記二、である。これら表紙からわかるように、日本銀行理事に就任したのを機に、従来のタイプとは別により正式な「手控」を書き残そうとしたらしく、第四号と第五号の一部とは時期が重なっており、内容も部分的な重複がみられる。これらのほかに本稿は、いわば正伝たる、矢野文雄『安田善次郎伝』（安田保善社、大正十四年七月）、正史たる、安田保善社とその関係事業史編修委員会『安田保善社とその関係事業史』（同上委員会、昭和四九年六月）および由井常彦編『安田財閥―日本財閥経営史』（日本経済新聞社、昭和六一年八月）などを用いたことはいうまでもない。ちなみに、筆者編の前掲書をふくめ、既刊の安田善次郎関係の文献において、これら「安田家文書」の史料を参考にしたと思われる記述がないわけではないが、全体からみると、きわめて乏しいことも指摘しておかねばならない。

（2）安田「手控」第四号、八月十五日より十月十四日より抜萃。

- (3) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第一卷（日本銀行、昭和五七年）、二二三頁。なお創立事務御用掛の職務は「創立の事を経画し、且定款内規等を審議し、其他開業の準備を商量」するものとされた（同上）。
- (4) 同右 二二八頁。
- (5) 「手控」第四号、（前掲の）九月二十日の項を参照。
- (6) 前掲『日本銀行百年史』二二八―九頁。
- (7) 「手控」第四号、（前掲の）九月十日の項。
- (8) 「手控」第四号、八月二十七日の項に掲載、前掲『日本銀行百年史』二二九頁。
- (9) 同上書 二二八頁。
- (10) 加藤は日銀副総裁を望んだが、吉原総裁と同じ薩摩出身のため、人事の均衡の上でも、任用されず、富田副総裁との間に確執が生じた、とされる（同上書、二二八頁）。
- (11) 「手控」第四号、十月九日、ただし「手扣」の文面では「頭取退職之書面ヲ出ス」とのみ書かれている。
- (12) 詳細は、由井常彦編『安田財閥』（日本経済新聞社、昭和六一年）四八頁を参照されたい。
- (13) 由井常彦「日本銀行と安田善次郎―安田家文書―」による設立過程の研究―『三井文庫論叢』第三八巻、一〇六一―一〇頁。
- (14) 「手控」第四号、八月十二日から十五日の項による。
- (15) 同右、八月十六日の項に記載。
- (16) この点については、後掲の九月二九日の藤川宛書簡を参照されたい。
- (17) 「手控」第四号、八月二十五日より九月四日から抜萃。
- (18) 同右 八月十八日の項。
- (19) 安田保善社とその関係事業史編纂委員会『安田保善社とその関係事業史』（同委員会、昭和四九年六月）九八頁。

- (20) 前掲「手控」九月八日の項。  
(21) 同右 九月二十二日の項。  
(22) 同右 九月二十三日の項。  
(23) より詳しくは、前掲『安田保善社とその関係事業史』（九七―八頁）および前掲『安田財閥』（二八一―二頁）を参照されたい。

(24) 「手控」十月四日の項による。原文の株金募集は払込の誤であろう。

(25) 前掲『関係事業史』九六頁。前掲『安田財閥』一八二頁。

(26) 「手控」八月二十一日の項。

(27) 同右 八月二十八日の項。

(28) この記録は、同右、八月三十日の項に記載されている。

(29) 前掲『関係事業史』一〇七頁、前掲『安田財閥』二一一―六頁。

(30) 前掲「手控」九月五日の項。

(31) 同右 九月五日より九月十四日の項より関係事項の抜萃。

なお九月十九日の項に旧第四十四国立銀行関係（箱館支店など）で次のような記録があるので、記しておく。

九月十九日

売渡証書

一、金五万円也

資本金

一、金拾八万何千何百円 旧第四十四国立銀行本店  
ヨリ箱館支店ニ貸ノ分

二口メ金貳拾三万何千何百円

此内七万何千何百円者<sup>(該九)</sup>□

九百六十五株 金沢分

此代金三万八千六百円

四千円 米倉 七十四株

壹万円 箕田 七十四株

壹万貳千三百三十円 袖山 貳百五十枚

八千四百八十円 九月十九日米倉氏へ渡ス

(32) 前掲「手控」八月二十九日の項。

(33) 前掲『日本銀行百年史』第一卷、二二四〜五頁。

(34) 日本銀行株保有が、善次郎にとっていかに有利かつ必要でもあったかは、前号で考究したところである。そればかりでなく当時の善次郎に「蓋し氏の心中にては、是等銀行（三井銀行、第一銀行）をも凌賀せんとの大志があったかも知れぬ」との伝記の記述（矢野文雄『安田善次郎伝』安田保善社、大正十四年七月、二六一頁）も否定できない。

## 二 日本銀行の開業と創業時の安田善次郎

——日本銀行の開業、常勤理事の時期（明治十五年十月〜年末）の活動、  
非常勤理事の時期（明治十六年正月〜六月）における活動——

### 1 日本銀行の開業（明治十五年十月）

日本銀行は、予定どおり明治十五年（一八八二）年十月十日に開業した（ただし、開業披露は翌年四月、本格的な営業

は同六月）。

初代の総裁は吉原重俊、副総裁には富田鉄之助、理事には安田善次郎と三野村利助、監事には子安峻（読売新聞社長）が任命され、ほかに理事には森村市太郎（のち市左衛門）、北岡文兵衛および外山修造（第三十二国立銀行）が追加された。

開業とともに富田副総裁は文書局長、安田理事は割引局長と株式・計算局長兼務、三野村理事は金庫局長に就任した。当初の組織は「<sup>（1）</sup>「<sup>（2）</sup>「<sup>（3）</sup>却て錯雑不便」と感じられたといわれ、安田善次郎は、後にもみるように、株式と計算を一つの局として扱っている。ちなみに「日本銀行仮内規」にみえる「局課分画ノ事」すなわち組織規定において、安田理事担当の、割引・計算・株式の三局の業務は、左のとおりであった。<sup>（4）</sup>

#### 割引局

割引課 手形の割引。

券書課 割引手形の整理・保管・取立てのためにする金庫局への回付。

貸付課 公債・政府の手形・政府保証にかゝる証券を担保とする貸付、貸付金証書の整理・保管。

#### 計算局

精算課 毎日の勘定の整理、毎半季実際報告の作成、本支店・約定店等の営業上百般の景況報告。

#### 株式局

株式課 株主名簿の作成、株式の記入、売買譲渡の手続き、配当金の支払い。

公債課 金銀貨・地金銀・公債証書等の保護預り、公債・政府手形等の買入れ、保有公債・担保に取った証券、

## 物品等の保管。

これによつてみると、開業時の組織規定は、発足当時の日本銀行の実状には適さず、とくに計算・株式の二局は別個に設ける必要がないと、担当の安田理事が考えたことであろう。三井の三野村理事担当の金庫局は、預金および保有貨幣の管理業務とされた。こうして、いわば富田副総裁が、総務・秘書・会計を所轄し、安田理事がいわば営業部門、そして三野村理事が預金部を分担するかたちで発足している。

現業部門をもつ富田、安田および三野村の三理事が常勤の役員、そして森村、北岡および外山の三人は非常勤役員のようにみえるが、善次郎の日誌をみると、創業当時は、役員の全員がほとんど毎日のように顔をそろえている。

当時の出勤時間は午前九時始業、午後三時半終業（土曜日は正午終業）、職員の出勤時間は午前八時半から午後四時（土曜日は午後一時）であった。<sup>5)</sup> 役員たちは、いちおう午前九時から午後三時半の執務とされたようである。

開業の当日に、営業の主要業務たる手形の割引業務は、毎週の火曜日と金曜日の午後一時から二時三十分と定められた。集会すなわち会議日は金曜とされた。貸付については、公債証書を担当とする貸付の利子は、一カ月未満が年一割、三カ月未満が年一割一分、手形割引の場合においては、一日一〇〇円についても二銭とされた<sup>6)</sup>（後掲の安田手控、開業日を参照）。金銀貨幣抵当の貸付については、開業後ほぼ一カ月後、検討をへて規定されている。それについては改めて記述する。

ところで明治一五年十月は、日本銀行の開業といつても、いまだ業務が非常に限られており、国立銀行との手形の再割引や一般事業者との取引は、着行中の営業用建物・金庫の竣工をまつて行なうもの、とされていた。このため十月十日の祝宴は、関係者のみの、内輪なものであった。善次郎の日誌では、出席者は日本銀行の役員と幹部社員のほかに、松方大藏卿以下の大藏省の幹部、それに民間から関係者若干名のみで、合計二十三人の少数にとどまっている。吉原重



俊初代総裁も何故か出席していない。<sup>(7)</sup>

いま、安田善次郎の同日の記録「日本銀行開業」<sup>(8)</sup>（安田「手控」第五号所収）および『日本銀行職場百年』<sup>(9)</sup>（日本銀行刊）の冒頭に記述されている開業当初の模様をそれぞれ引用掲しておこう。

日本銀行開業

割引委員集会

割引委員集会 渋澤、原、川崎、副、□□ノ五名集会シテ割引日ヲ火金ノ二日ヲ以テ午後第一時ヨリ二時三十分迄トス  
貸附金ノ利子

公債証書ヲ抵当トシテ貸附金ヲ為スニ利子左ノ通、壹ヶ月未滿年壹割 三ヶ月未滿年壹割壹分 之ハ昨九日ノ決議  
割引ノ割合

割引ノ割合ハ左ノ如シ  
一日金百円ニ付二錢八厘 年一割〇二二二当ル

各地ノ取引ハ追テ

茨城百四靜岡三十五ヨリ公債証書抵当ニテ借入金申入ル、モ追テ着手相成候江ハ報道為スノ趣ニテ断リ遣ス

局長拜命

富田副總裁ハ文書局長 三野村理事ハ金庫局長 生ハ割引局長及株式計算ノ二局長兼撰

均融会社ノ手形ヲ議ス

加藤銀行 富田副總裁 局長及渋澤、原、生等均融会社設立ノ義ニ付手形之性質ヲ議ス 副總裁以下何レモ可トス

開業ノ内祝

午後六時ヨリ本行開業ノ祝宴ヲ開ク

来客 大蔵卿松方公 山縣參議 郷三等出仕 加藤銀行局長 立田書記及中村高□嶋ノ三書記官、原善三郎、西村藤四郎、原六郎、洪澤、川崎八右衛門、松本重太郎、草間貞太郎、富田副總裁、理事三野村、生、監事子安、森村、北岡、外山理事、与倉出納局長ノ廿三名ナリ此日朗晴ニシテ夕七時ニ至リ宴ヲ開ク宴酣ニシテ大蔵卿立テ祝詞ヲ演舌アル、之カ答弁ヲ富田副總裁演舌ス、次ニ加藤銀行局長演舌ス 再ヒ大蔵卿日本銀行設立ノ演舌アル 山縣參議祝詞アル 洪澤榮一祝詞ノ演舌アル 九時退散

(安田「手控」第五号、明治十五年十月十日)

永代橋のほとりの旧北海道開拓使東京出張所は、明治十五年二月に開拓使が廃庁となったあと、しばらく人気のないまま放置されていたが、いつの間にか入夫が入り、普請が始められていた。そして、街の人びとは、間もなく門の石柱に、「日本銀行」と大きく記された、木の香も新しい表札が掛けられているのを見た。

ときに明治十五年(一八八二年)十月十日(火曜日)。この日、本行は、呱呱こゝろの声をあげたのである。

開業当日の行員は、役員八名(総裁吉原重俊、副總裁富田鉄之助、理事三野村利助、安田善次郎、外山修造、監事子安峻、北岡文兵衛、森村市太郎)のほか、職員四十四名。開業後、新たに選任された割引委員三名を含めても、総員五十五名のこじんまりとした陣容であった。

もっとも、開業はしたものの、営業場等の増改築工事は終わっておらず、まだ足場が組まれたままで、行内の空気はどことなく落ち着かなかつた。しかしそれにもかかわらず、本館二階の役員室では、早くも第一回の重役集会(現在の役員集会)が開かれ、公債証書を抵当とする定期貸付金利(期間一か月のものは年利一〇%、同三か月のものは一一%)などが定められた。本行最初の公定歩合がある(もっとも、本行が「公定歩合」ということばを使い始めたのは、大正八年以降のことである)。本行では、通常、役員集会は丸テーブルを囲んで行われるため、いつの頃か「丸卓」または「丸テーブル」と呼ばれている。しかし、第一回の役員集会は、大きな四角い椽とちの机を囲んで行われた。すなわち、本行最初の「丸卓」は「角卓」であった。

（中略）

このほか、毎日の営業時間と、職員の出退勤時刻が、文書局長通達で定められた。それによると、営業時間は、午前九時始業、午後三時終業（ただし土曜日は、正午終業）で、職員の出退勤時刻は、午前八時三十分出勤、午後四時退行（ただし土曜日は午後一時退行）となっている。

なおこれと同時に、職員の出退勤時間および営業の終始等は、「スベテ撃柝ヲモツテ報ズベキコト」と定められた。撃柝げきたつとは拍子木のことであり、後述のように拍子木は、以後昭和四十四年に現在の新館が建設され、チャイムに変わるまで、長い間本行のシンボルとして、職員の間に着定することになる。

しかし、この記念すべき日に、格別の式典は行われていない。開業前の数日が特に繁忙を極めたこともあり、準備のための余裕がなかったというのが、実情と思われる。業後にそれぞれの所属部署で内輪の小宴が開かれたほか、松方正義大蔵卿、山県有朋参議らを本行に招き、晩餐を供したにとどまった。

（日本銀行『日本銀行職場百年』より）

## 2 常勤理事の時期（明治十五年十月十日より同十二月）

日本銀行の理事、割引および株式・計算の二局兼摂の安田善次郎は、開業からこの年末にいたる二カ月半の時期、日本銀行に常勤している。

さて、生涯を民間の実業家・銀行業者で通したとはいえ、当時の善次郎にとって、日本銀行の理事、それも重要な二局長兼任のポストの就任は、もとよりこの上なく光栄なことであり、責任と緊張を感じたことであつたろう。従来タイプの手控とは別に、「第五号」を用意し、明治十五年十月十日からの部分の当初は鄭寧な書体で書き記している。もとより興味ある記録として、以下本節では、開業当日から十五年末に至るまでの部分から、日本銀行関係の記事を抜萃し、

考察してみることにする。<sup>(10)</sup>

この部分では、安田善次郎は、日常出合う人名や家族については、しばしば姓名を略号で記している。富田鉄之助が「富」、加藤濟が「加」、三野村利助が「三」ないし「三野」、子安峻が「子」、外山脩造が「外」、森村市太郎が「森」、北岡文兵衛が「北」、そして安田善次郎自身は「安」あるいは「生」である（家族では、卯之吉（のち善四郎）は「卯」、長吉（のち善助）は「長」、房夫人が「房」、次子の照子が「照」などである）。

十月十一日 雨 水

午前八時 第三出行

〃 九時 日本銀行二出行

午後重役集会ヲ開 大阪ニ支店開設ノ可否ヲ談ス 次ニ本行現在金ノ貸附又ハ割引等ニ充ル豫算ヲ決議ス 次ニ倉庫会社ト均融会社ノ件ヲ談ス 四時退行

十月十二日 木 晴天 九時出行

午後四時蜂須賀君ニ面談ス

五時ヨリ富田君ノ宴会大橋樓ニ臨席ス

来集人本行役員悉皆四十六名ナリ

十月十三日 金 晴 九時出行

午前九時 日本銀行

午後四時ヨリ吉原総裁へ三野村、富田ト行

十月十四日 土 晴

昨夜ヨリ風邪ニ付欠勤

午後四時 兵庫 北風庄造氏、武井守正君ノ二氏ヲ招ク

十月十五日 晴 日曜

午後二時ヨリ府下銀行業者秋季宴会ニ付 大蔵卿及富田、三野村ト俱ニ臨席ス

十月十六日 月 晴 九時出勤

八時 第三へ出行

九時日本銀行ニ 午前十時 澁澤来談

午後三時 大蔵卿御来臨ニ而大阪支店之資本及開設ノ件ヲ御諮問アル

四時ヨリ平清ニ於テ富田氏ノ宴会 大蔵卿 銀行局長及藤島 藤村 上床 志賀 藤尾ノ諸氏 大阪ノ外山 松本 本間ノ

三氏本行理事幹事等集宴ス

十月十七日 火 曇 新嘗祭 休日

十月十八日 水 曇

午前八時 第三へ出行

九時 日本銀行へ出勤

十一時 大蔵省へ出頭

十月十九日 木

午前八時第三ニ出行 九時日本銀行ニ出勤ス

十一時加藤監理官来臨 銀行総会ヲ開ク

十月廿日 晴 金

八時 第三出行

九時 日本銀行へ

北風正造 茂木惣兵衛ノ二氏面談

十月廿二日 晴 日

午前九時 加藤君ニ面談

十月廿三日 晴 月

午前八時 武井君ニ面談ス

九時 日本銀行へ出勤

和歌山四十三銀行頭取愛宕直三郎来談

日本銀行株 五十株

全 二百五十株 各務平吉君(第四十六銀行)

十月廿五日 雨 水

午後四時ヨリ平清ノ宴会ニ臨ム 富田 三野村 子安 森村 北岡 生ノ六名ニ而盛宴ナリ

十月廿六日 木

九時 第三ニ出行 九時三十分日本銀行

午後五時ヨリ柳橋枳田屋ニ於テ宴会ヲ開ク

集會者 加藤 谷元 種田 上山 中井 河村ノ六君ナリ

十月廿七日 晴 金

(日本銀行にて)

支店課ノ廢立

考課状ニ重役集會銀行集會ヲ記載スルヤ否ヤ

十月三十日 晴 月

午前八時 第三銀行へ出勤

加藤監理官 来行

大阪外山氏江 大阪支店設立之許可相成候旨電報ス

十月三十一日 晴 火

八時 第三銀行出勤

九時 日本銀行出行

十一月一日 晴 水 夕刻ヨリ雨

八時 第三銀行へ

九時 大蔵省銀行局ニ出頭

〃 出納局ニ出頭 十一時 日本銀行へ

十一月二日 雨 木

午前九時 元老院ニ出頭ス 十二時退散

浅田 渡辺 箕作 長岡 柴原ノ五議員ヨリ質問アル

十一月五日 曇 日曜

午前十時ヨリ原善三郎 澁澤栄一 原六郎ノ三氏来宅シテ元老院ヨリ御質問ノ件ヲ終日宅ニ而談ス 午後八時退散

十一月六日 晴 月

九時三十分 日本銀行ニ出勤ス

十一月八日 雨 水

午前八時 第三ニ出行 九時 大蔵省

加藤濟君ヲ訪談

大蔵卿及藤島 藤村ノ諸氏ニ面談ス

十一月九日 晴 木

十一日午前九時松方公ニ伺候之筈

十二日夜同邸ニ伺候ノ筈

八時第三出行 九時日本銀行出行

井伊公 稲葉公 子安君 加藤九郎君 小倉万治郎氏外 紡織会社資本金四十万円

賃貸約定 第三銀行江望ムノ件

十一月十日 晴

八時半第三出行 九時半日本出行

十一月十一日 曇 土

午前八時ヨリ 三田松方公へ行

澁澤、原六郎、原善三郎、茂木、平治、富田、加藤ノ八名ナリ 倉庫会社ノ件ニ係ル 帰路賣茶ニ而支度ス 吉原君ヲ訪

十一月十二日 雨 日

午前八時 百三十二銀行森川、寺崎ノ二氏 来荘

大阪十七銀行 林寛一郎氏来荘

十一月十三日 晴 月 富三安子

午前八時 第三三出行 九時日本銀行

〃 十一時 福井信氏来談

小島信氏来談 均融会社ノ資本ヲ本支店ニ分配之件



十七日 午後四時 紅葉館  
 富田 三野村 安田 外山 子安 北岡 森村、三田 野村 鶴居 犬飼 川崎、中里 林 後藤 斯波 河合 金原 佐  
 野川 逸身 島田 朝山 吉岡 星野 堀 秋壽 伊藤 宮島 渡瀬 黒岩 伊藤岩次郎 川上 飯田 三枝 鈴木 松本  
 田代 星野 岡田 〇 〇 深津 若林 古矢 市川 大場 久田 松岡 村上 川嶋 脇坂 清水 高橋 齊藤 澁澤 原  
 川崎 前橋 杉浦 三木 小頭 三名 小使 七名

五十八名  
 ●印四十一名 〇十名  
 △十名

十一月十四日 雨 火

午前八時 第三出行 九時半 日本出行

富三安子外

十一月十五日 晴 水

午前九時 日本銀行二出ル 出勤富子安外

午後四時ヨリ出行

十一月十六日 晴 木

午前八時 第三二出行

〃 九時 日本銀行 富三安外子森北

午後三時 退行

十一月十七日 晴 金

午前八時 武井君ヲ訪 面談ス

九時日本出行 富三安子

渡辺邁氏ノ超介<sup>(マヤ)</sup> 寺内章三郎来行

午後四時ヨリ紅葉館ニ於テ日本銀行役員一同ヲ会シ開宴ス 来集スル者五十名

十一月十八日 晴 土

午前八時 第三銀行ニ出テ米倉、平岡、河崎<sup>(マヤ)</sup>、市川、町野ト四十四銀行引渡結了之談判ス

本日ハ日本銀行欠勤

十一月十九日 晴 日

小野金六 大木喬任ノ二氏来訪

川崎正蔵 加藤濟ノ二氏ヲ訪談ス

十一月廿日 晴 富生子森北

午前八時 木村半兵衛氏来訪 第三銀行ニ行 川崎正蔵氏来行 九時 日本銀行

午後三時ヨリ外山ノ催ニテ平清ノ宴会ニ臨ム

来進スル者 遠野大阪府知事 加藤監理官ニ 三野村 生 子安 森村 北岡ノ八名ナリ 九時退会ス

松本嘉三郎ヲ与倉氏ヘ遣ス

十一月廿一日 晴天 火

九時 第三出行 十時日本銀行 富三生外

十一月廿二日 晴 水 富三生外子森北

午前八時第三出行 四十四銀行ノ事務引續キノ□□ニ集会ス

正午ヨリ日本出行 七時ニ退シテ尚第三ニ出行

十一月廿三日 晴 木 休暇 新嘗会

小島房次郎、木村半兵衛 中島喜代治ノ三氏来談 十時ヨリ飯田巽 山本誠之ノ二氏ヲ訪談ス  
午後三時ヨリ松方公ノ邸ニ富田、加藤、三野、生、外山ノ五名ニ而銀行ノ事件ヲ談話ス 九時半退散

十一月廿四日 晴 金

八時第三へ

九時日本銀行 富三生外子森北

正午 澁澤 原 川崎ノ三名ト洋食ス

午後三時ヨリ加藤局長ノ催ニテ深川三井別荘ニ宴会ニ臨席ス 松方公、郷君、九鬼文部少輔、滋賀県令籠手田、兵庫県令森

岡、大藏書記官中村、浦□□中井大書記官、日本銀行副總裁、理事、監事、三井銀行西村ノ十六名ナリ 席上 松方、中井、

浦ノ三君揮毫アリ 十時退散ス

十一月廿五日 曇 土

八時半第三出行 九時日本出行 富三生子

午後四時ヨリ平清ニテ外山、山中二氏ノ催ニ而宴会アリ臨席ス 小松、山崎其外株式取引所ノ役員ナリ 余興円朝ノ嘶アリ

九時退散

十一月廿七日 晴 月

前八時 第三出行 九時半 日本出行

午後四時ヨリ賣茶亭ニ富田君ノ催 宴会ニ臨ム 松方公、郷君、加藤、与倉、外山、三野村、子安、北岡、森村、生ノ十一

名ナリ 九時退散

十一月廿八日 曇 火 富三生子北森

午前八時 第三出行

（以下第三国立銀行集会、旧第四十四国立銀行の件については前節に掲載）

十一月廿九日 水 富三生子北森

午前八時 第三ニ出行

九時 日本銀行 富三安子森野外<sup>(ママ)</sup>

正午 外山脩造大阪ニ発足 同氏昨日大阪支店長ヲ拜命ス

倉庫会社均融会社創立ノ事ニ付従事為シタル諸氏ニ慰勞ノ見込

十一月三十日 木 晴

九時日本出行 富三生子北森

十二月一日 金

九時 日本出行 富三生森

午後一時ヨリ井上外務卿ノ官邸ニ富田君ト行 面談ス

十二月二日 土 曇

八時第三銀行出行 九時半 日本出行

(午後旧四十四銀行受渡結了之祝宴)

十二月四日 晴 月

午前九時 日本銀行 富三生子森北

十二月五日 晴 火 富三生子森北

八時第三出行 九時 日本銀行

十二月六日 晴 水

午前八時 山中氏ニ面談 藤川君ニ面談

午前九時半 日本銀行

十二月七日 晴 木 富三生子

午前八時今戸君ヲ訪 山本誠之ヲ訪談

十一時 日本出行

十二月八日 晴 金

十時 日本出行

十二月九日 晴 土

九時 第三ヨリ日本出行

十二月十二日 晴 火

十時 日本出行

（明朝）大阪行之三野村氏ニ托ス

一、大阪支店ニ於テ府下各銀行ヨリ申込処ノ割引手形ノ性質及取扱振

一、大阪倉庫会社ヨリ発附スル貨物預リ証ヲ根抵当トシテ為替手割ヲ割引スルノ方法

一、各銀行ニ対シ抵当貸ノ振合者仕来ノ慣習ニ随フ哉

十二月十三日 水 晴

午前 日本銀行出行

本日出帆ノ汽船ニテ富田、三野、子安ノ三氏大阪ニ発足ス 大蔵省ヨリハ郷三等出仕、志賀、藤田ノ三名モ出立致サル日本

銀行支店ノ開業十五日ナレハナリ

午後一時退行ス

十二月十四日 木 晴 生森富

「鉄道会社当坐預金約束」

(省略 後に掲載)

午後加藤監理官出行ス

十二月十五日 晴 金

午前九時ヨリ商法会議所ニ於テ第三銀行ノ臨時惣会ヲ開ク 四十四銀行ノ合併結了ヲ演テ十月十日日本銀行理事拜命候ニ付  
無余義第三銀行辭職シタル趣ヲ演フ

午後一時ヨリ大藏省出納局ニ行 大藏卿ノ御指図ニ而日本銀行理事監事ニ而国庫内ノ在貨ヲ視ル 金貨四百五十余万円 銀  
貨三百五十余万円 雜貨紙幣五百余万円都合 通貨千三百余万円ナリ

損札新札等無使用之分四千三百余万円

金塊百十一本 壹本五百ヲレス此金高百廿万円斗

古金銀等多分ニ有之

正午日本出行 加藤、森村、北岡

十二月十六日 晴 土

午前九時日本銀行 加藤、生、森村、北岡

本月十八日大阪支店開業ノ趣電信到着ス

十二月十七日

午前八時加藤君ヲ訪 九時松方君ヲ訪面談ス

十二月十八日

午前八時第三出行 安田卯之吉頭取ニ定ム

九時半日本銀行 加藤 森岡 北岡

午後三時 吉原重俊君ヲ訪談

十二月十九日 晴 火

午前八時第三出行 十時日本出行 加藤 森村 北岡  
午後三時 与倉ヲ訪談ス

〃 五時ヨリ松方君ヲ訪 晩食シテ九時帰宅

十二月廿日 晴 水

九時第三出行 十時日本出行 森村

十一時 鉄道会社ニ行頭取其他ニ面談ス

十二月廿一日 晴 木

午前十時 日本出行 森村 富田 北岡

〃 十一時 富田副総裁 大阪ヨリ帰行出行ス

十二月廿二日 晴 金

午前九時 日本出行 富 森 北岡

午後一時 早矢仕有的氏ニ面談

十二月廿三日 晴 土

午前九時第三出行 十時日本出行 富 北

午後 早矢仕有的来宅

十二月廿四日 曇 日

正金銀行ト合併ノ見込（以下同行の件については次節を参照）

十二月廿五日 曇 月曜日

午前八時第三出行 九時日本出行 富 森

百十銀行頭取毛利藤内氏来談

十二月廿六日 曇 火

午前九時日本出行 富 森村

十二月廿七日 曇少雨 水

午前九時 日本出行

昨夜大阪ヨリ 三野村子安出発ノ電報来ル

午後三時 鹿兒島豪商林次右衛門来訪

加藤濟君ノ超介ナリ

十二月廿八日 曇 寒風 木

午前八時 第三出行 町野五八ニ指令書渡ス

〃 九時 日本出行

午後一時 三野村子安 大阪ヨリ帰行

十二月三十日 土 晴

午前九時第三銀行集会 箱館支店ノ件

日本銀行事業終 午後二時退散

十二月三十一日 日 晴

午前八時 第三銀行二出ル

以上、明治十五年十月開業以後、年末までの常勤理事の時期の安田善次郎の毎日と日本銀行の活動において、留意される点をいくつか指摘してみよう。



まず開業当初にとり組んだ問題に、営業担当役員(割引局長)として、貸付の具体方針の決定がある。とくに日銀として金銀・通貨を抵当とする貸付がどのように取扱われるべきかは、さしあたり重要な課題であつたろう。ここで安田善次郎理事・割引局長は、自身の経験とノウハウにもとづいた具体的方針を策定している。彼の原案は、緊縮政策優先のもとで若干の修正が行われたようであるが、十一月中旬から実施されることになつた。

右の日銀貸付金取扱の決定については、『日本銀行百年史』(第一巻)において、左のように説明されている。個人名は登場しないが、安田割引局長の原案ないし意見がどのようなものであり、これが上申され、いかなる修正をへて、十一月四日に許可となつたかが、この引用文から、ひと通り理解できる。<sup>(11)(12)</sup>

明治一五年一月六日、本行は「創設之際諸事未だ全く整備不致候に付、差向き金銀通貨を抵当として貸付方取扱」うことに決し、その担保価格はその時々市場相場の九〇%とするが、「利子に於て幾分の斟酌を加へ、公債証書等の抵当貸金よりは少しく低利を以てせざるを得ざる情況に付、普通貸金よりは壹ヶ年付壹分低下の利子を以て期日一ヶ月以内のものに貸付けること」にした。しかし「資金の閑裕の際は右にて運転上差支も無之」も、「他日金融劇忙の時に臨んでは或は差支を生じ」ることも予想され、その時「真貨抵当の貸付を謝絶するが如きこと有之候ては、極めて本旨に背き最も遺憾に堪へざるの義に付」、そのような場合は「前述抵当の金銀通貨を更に抵当として、一層低下の利子を以て」、政府から融資を受けられるよう、大蔵省に対し願ひ出ることにした。

こうして、本行は「日本銀行営業上金銀貸及地金銀ヲ抵当トシテ貸附方利子並抵当價格之割合及金融繁忙ノ節ハ低利ヲ以テ拝借金之義大蔵卿へ願之之件」を上申した。一月八日、金銀貸・地金銀抵当貸付の件は大蔵省より「聞届」られたものの、「拝借之義は難相成」とされた。同月一〇日、本行重役集会は「金銀通貨抵当貸金一口金拾万円を極度として壹ヶ月期限の分、一ヶ年九分の割合」とし、翌二一日から実施することを決定、監事集會の承諾を得て大蔵卿に許可の上申を行った。大蔵

卿は一月一四日付でこれを許可したが、この上申書には金銀通貨抵当貸付利子とともに、一〇〇〇円以上の定期預金利子を三か月以内無利息、三か月以上年四%、六か月以上年五%、一年以上年六%、一年半以上年六・五%とする旨が掲げられていた。なお条例、定款上金銀通貨抵当貸付利子について大藏卿の許可を必要としなかったことは前述の預金利子の場合と同様であった。

つぎに、創立時の日本銀行の融資ないし取引先について、興味深い事実が知られる。

まず、十月にはじまる共同運輸会社との関係を指摘することができる。周知のように、この年、三菱にたいする政府内部の批判が高まり、品川弥二郎農商務大輔の勸説によって、東京風帆船会社、北海道運輸会社および越中風帆船会社三社の合併が実現し、七月十四日に一大汽船会社として共同運輸会社（資本金六〇〇万円、うち二六〇万円は政府引受け）が創立された。同社は、三菱会社の海運業の独占の是正を趣旨とし、民間では澁澤栄一が発起人となり、社長に伊藤萬吉、副社長に遠武秀行、そして取締役役に益田孝、小室信夫、澁澤喜作、堀基らが就任した。

同社は、明治十六年正月正旦をもって開業することになったが、早くも発足早々の日本銀行との接触が始まっている。すなわち十五年十月七日に農商務省の塚本管船局長および澁澤栄一と、安田日本銀行理事、三野村同理事とが会談しており（前掲、同日の項を参照）、十一月二日にも澁澤らとともに善次郎も同社の宴会に出席している。その後翌年早々日本銀行から同社への融資が行われることとなるが、それについては、改めて後述することにする。

同じ輸送業において、日本最初の本格的な長距離鉄道会社たる日本鉄道会社と契約したことも注意に値いする。同社は、明治十四年十一月、華族資本を中心として、土族授産事業の役割を含めて設立された鉄道会社で、東京・青森間の鉄道建設を最初の目的とした。当初の建設作業は工部省鉄道局が担当し、かつ政府による利子保証がなされるなど、国

策会社ともいえる存在であった。

鉄道会社は、こうした設立と創業の経緯もあつてのことと思われるが、新設の日本銀行を取引先と定め、これを要請してきたようである。明治十五年十二月に、日本銀行に当座預金の口座が開設されることとなり、株式払込金もうけ入れることとされた。安田善次郎日銀理事と林賢徳鉄道会社幹事は、十月十五日に日本銀行で面談し、契約が細部にわたつてとり結ばれている。契約内容の草稿は左の通りで、十二月一四日の項に記録されている。<sup>(13)</sup>

鉄道会社当坐預金約束

一、預金ハ預ケ主ノ随意ニ何時タリトモ引出小切手ヲ振出シ其小切手持参スルモノニ日本銀行ニ於テ渡スハ一様ノ振合ナリ但シ此分ハ無利足無手数料ナリ

一、尚又預ケ主ノ都合ニ由リ金員ヲ限り別口ニ記載シ置是ヲ引出スニハ拾五日以前ニ其報知ヲ為シテ引出スモノアリ之ハ壹ケ年四分ノ割合ニテ利子ヲ附ス

一、但シ利子ヲ附ス日數ノ起算ハ其預ケ入タル日附十五日以前ニアルモノハ其月ノ十六日より起算シテ拂渡シタル前日迄ノ日數ヲ積算シ十六日より以後ニアルモノハ翌月一日ヨリ起算スルモノトス

一、預ケ主ノ都合ニ由リ随意引出シノ分江此別口ヲ振替ル事モアルヘシ、其際ニハ其振替タル日附ヨリ十五日前迄ノ利子ヲ附スモノトス

同日午前十時鉄道会社幹事林賢徳氏ニ面談

仮株券ヲ改造シテ附スルニ領収証ヲ小形二十枚ヲ製シ置、第一回ノ入金ニハ仮株券ヲ渡シ第二回目ヨリ入金毎仮株券ヲ本社ニ持参為スモノニハ券面ニ書入レ又持参為サ、ルモノニハ領収証ヲ以テ入金ニ引替渡シ置十二回目ニ仮株券ト領収証ト最後ノ入金ヲ持参スルモノニハ本株券ト引替渡シ之ニ完全スルモノトス

而シテ仮株券面ニハ其手續詳細ヲ記シ且其株券ノ金高全額何程一回毎何程ツ、ヲ入金スル趣又附屬ノ領收証ヲ渡ス事モアルノ  
便方等仮株券裏面及領收証裏面ニ全一ノ事ヲ記載置方然ルヘシト申置候事

これらのほか、産業会社として紡織会社への融資（四〇万円）などの事項の記載もみられるが（前掲「手控」の十一月九日）、詳細は明らかでない。

なお、十一月十五日の項において、安田善次郎が大蔵省に出向いた際、松方の指図で日本銀行の金庫に保有されていた貨幣の実物を視察している。前掲の同日の「手控」に記されているように、日銀創業時の有高は、金銀貨八百万円余、紙幣五百万円余、合計通貨千三百余万円などである。不換紙幣消却プランの開始の時期の政府の貨幣有高として、大いに注目すべきものである。

さて、安田善次郎は、右のように、開業以来の約二カ月半、ほぼ毎朝の八時に彼の第三国立銀行にたち寄り、九時に日本銀行に出勤し、午後三時から四時頃に退行している。だが、最初の手形割引の取扱問題、鉄道会社との取引契約はじめ、倉庫・均融会社などいくつか重要な用件を処理しているにせよ、常勤の役員として不可欠な業務は必ずしも多くなかった、という印象をうける。事実、ここでは記載を割愛したが、十一月下旬以降、とくに十二月上旬になると、「手控」には、彼が出席した茶会の克明・詳細な記事が非常に多く、この頃からの彼は、日本銀行において暇をもてあましていく様子が見える。

ところで、この年の暮の十二月二十七日、安田善次郎は、第三国立銀行において、自身の頭取の辞任（同十五日）について、同行支配人の卯之吉（養子、娘婿、翌年正月に善四郎と改名）の頭取就任を発表している。彼は、既に記したように、日本銀行の理事就任にさいして第三国立銀行の頭取については、すでにその辞任を表明していたのであるが、

現実には年末まで延期していたわけである。

同時に、この機会に善次郎は、松方大蔵卿と吉原総裁の二人に要請して、彼にとって時間の無駄の多い常勤の理事を免じてもらったと思われる。もつともこのことは、重要かつ必要な業務が減少したことを意味するものでなかったことはいうまでもなく、次にみるように翌明治十六年の方が、はるかに多忙となっている。

### 3 非常勤理事の時期（明治十六年正月―六月）

安田善次郎は、日本銀行開業の翌年正月から非常勤となるが、時あたかも松方緊縮財政の実施にともない、いまだ幼弱な銀行業界の資金難が深刻化した時期であった。したがって彼は、常勤の時期よりも、より自由に活発に行動し、経営難におちいった諸銀行の援助や救済などに尽力している。とくに、明治十六年の上半期が顕著であった。

明治十六（一八八三）年の正月は、安田善次郎は、日本銀行常勤から解放されて、歳事や仏事、そして茶事（昨年招かれた茶会の返礼）に多くの日を過している。だが、担当業務としての初年度決算は、自身の責務としてこの正月に遂行している。日本銀行の第壹期（明治十五年下半期）は、十五年十月―十二月末日の決算で、安田理事・計算局長として、正月の一五日に、同期の利益計算・翌上半期の予算の計算を行っている<sup>18</sup>。また二十三日には割引局の貸付業務の参考とすべく、拾万円三カ月の現金貸付（借入）の場合と、手形発行割引（借入）との場合の比較計算表を作成している<sup>19</sup>。これら二つの計算の記録を掲げておく。

一月十五日

（第壹期下半期決算及び翌上半期予算）

十五年下季利益壹万九千三百四十三円拾貳錢四厘  
 之ヲ資本金貳百万円ニ配当スレハ百元ニ付九十六錢七厘余ナリ  
 十月十四日ヨリ八十三日間ヲ猶付シテ  
 年三分八厘六八二当ル

上半期ノ豫算

借ノ部

金貳百万圓 資本金

三拾万円 利付当坐預リ 年四分  
金六千円

金貳拾万円 無利足当坐預リ ○

合計 金貳百五拾万円

貸ノ部

百万七千五百廿五円 公債証書 年七分利子公債高百三十六万六千七百円  
四万七千八百三十四円五十錢

四十万円 支店資本金 純益  
壹万貳千円

七十六万五千元 貸付金 年一分 三万八千貳百五十円

三十貳万七千四百七十五円 現金有高

合計貳百五十万円

利益金合計 九万八千〇八百四拾五円

一金 六千円 預金利子

一金 壹万三千貳百円 總裁以下月給  
雇小使巡查月給壹ケ月 貳拾壹円ツ、

一金 五千元 商業用費用 旅費日当  
雑費其外見込等家屋税共

小以 金貳万四千貳百円

差引純益金

金 七万四千六百四十五円 貳万四円ニ割レハ百円ニ付三円七十三銭  
二厘 年七分四厘六毛余

是ヲ 割 政府株 三万円  
人民株 四万円

残り金之内 四百六十五円 銀行積立金

又残り金 四百十八円 理事監事賞与金

残金三千七百六十二円

是ヲ惣株ニ配当スレハ百円ニ付十八銭八厘ツ、

則 甲株 百円ニ付 八円十八銭八厘ツ、

乙株 〃 六円十八銭八厘ツ、

一月廿三日

(拾万円三ヵ月借入と割引の比較計算)

金拾万円ヲ年壹ニ而三ヶ月借入

此利息 金貳千五百圓 外ニ 都合  
九十一日間 印紙百円 貳千六百

又金拾万円ヲ貳銭六厘ノ割引ニ而九十一日間借入

此割引料 貳千三百六十六円 此利子 都合  
廿三円五十三銭 印紙 二十円  
貳千三百八十九円五十三銭

差式百十円四十七銭 割引ノ方借入利益

金壹万円ヲ三十日間 年壹ニテ借入

此利八十三円三十三銭外ニ印紙十円都合九十三円三拾三銭

金壹万円ヲ三十日間貳錢六厘ツ、ノ割引ニ而借入

此利七十八円 此三十日間六十一錢 印紙貳円 都合 八十円六十一錢

差十二円七十二錢

さて以下、明治十六年上期、正月末から六月にかけての安田善次郎の政府、日本銀行にかんする行動を、従来どおり「手控」第五号にそつてみることにする。<sup>(20)</sup>

この時期の日本銀行・安田理事の日々は、まことに特徴的であつた。すなわち松方正義大藏卿、品川弥太郎農商務大輔、吉原重俊日本銀行総裁、富田鉄之助副総裁、加藤濟大藏省銀行局長、芳川顯正東京府知事、そして第一国立銀行の澁沢栄一、三井銀行の三野村利助、第百国立銀行の原六郎ら、当時の政府・財界のリーダーたちの間を足繁く奔走している。用件は、国立銀行条例の改正案の作成、横浜正金銀行および関係銀行の再建・救済、関東の諸銀行とりわけ第四十一国立銀行の支援、第四十五国立銀行の救済、栃木県為替方引受問題、日本銀行の開業披露、そして共同運輸会社の支援など多岐にわたっている。

一月十八日 晴 木

毛利藤内氏 廿四日出帆 大阪江ノ添書ト倉庫会社ノ規則

日本銀行見習 桜井□四郎 廿四才

中村欽四郎 十四才

一月十九日 金 晴寒風

午後四時ヨリ浜町常盤屋ニテ(大藏省) 出納局長及書記官三名ヲ招キ開宴ス



一月廿八日

十時 三田松方公ヲ訪 適々 吉原総裁入来 俱ニ正金銀行ノ事ヲ談ス  
午後三時 築地新栄町七丁目老番地加藤濟氏ヲ訪フ

一月廿九日 晴

三十一日ノ夜澁澤氏ノ宅ニ原氏ト来合

二月二日迄出納局へ第六ノ事ヲ返事

一月三十一日 晴 水

正金銀行ヲ日本銀行ニ合併為スノ再案

（省略 本稿第三節に掲載）

午後七時ヨリ原六郎氏ト澁澤氏ノ宅ニ而相談ス

二月一日 晴 木

（大蔵省）山本誠之君帰宅ヲ訪

二月三日 晴 土 節分

午後一時ヨリ吉原総裁ト大蔵省ニ行 郷及三等出仕ニ面談ス

二月六日 晴 火

午（後）二時 正金銀行取締役深澤勝典氏ノ葬送

四時 加藤濟君ヲ訪

二月十日 土 晴

日本銀行新築事務所ニ事務取扱所ヲ移転ス

二月十八日 晴 日

午前九時 品川君ヲ訪テ面談 午後二時ニ及フ

三時 武井君ヲ訪テ 面談五時ニ帰荘

二月二十二日 晴 木

与倉 武井 品川ノ三君ヲ為訪

三月四日 曇天 日

品川君 訪

三月六日 晴寒風 火

午前 品川君ヲ訪不在

〃 東京府ニ行 荒木一等属ニ面談ス

三月八日 晴 木

午前九時 出納局ニ出テ与倉局長ニ面談ス

三月十三日 雨 火

午前九時 加藤濟君ノ宅へ富田 澁沢 三野村ト集会シテ銀行条例改正案ヲ談ス

三月十五日 晴 木

午後五時 柏木ニ銀行集會參席ス

三月十八日 日 晴

午前八時ヨリ吉原総裁邸ニ而富田 三野村 飯田ノ四氏ト業務ヲ相談ス

(三月二十日より二十七日まで栃木に出張、この間の日程は第四節に記述する)

三月廿八日 晴 水

夜ニ入り四十五銀行五十嵐ヲ呼 談話ス

四月九日 晴 月

午後五時ヨリ吉原総裁ノ方へ招カル

四月廿日 雨 金

午後三時ヨリ富田氏ト第一銀行ニ行 澁澤ト面談

〃 五時 富田氏ト加藤氏ヲ訪

四月廿一日 雨 土

夜ニ入柏木ニ澁澤栄一 原善三郎ノ二氏ト四十五銀行之件ヲ談ス

四月廿三日 朗晴 月

午前八時 松方公ヲ訪 面談

四月廿四日 朗晴 火

午前八時 武井君品川君ヲ訪 開進社ノ件

午後三時ヨリ農商務省ニテ品川君ニ面談

四月廿五日 晴 水

午後七時半 日本銀行廿八日開業式ニ付横浜外国バンク及重立タル商人ヲ招キ開宴ス 外国人七人 重役監事 割引委員原

善三郎 茂木惣兵衛氏等ナリ十二時退散

四月廿六日 晴 木

午後六時 日本銀行祝宴 大蔵卿郷三等出仕及各書記官七十五名ヲ招ク 十時退散

四月廿七日 晴 金

午前七時 松方大蔵卿ヲ訪

四月廿八日 曇 土

午後三時 日本銀行開業式 松方大藏卿ヲ始メ大藏省各局長十五名 本銀行重役 監事 株主及府下各国立銀行頭取等來臨  
アリ時ニ烟花ヲ掲ク 二時三十分各式場ニ臨ム 總裁立テ本日開業ノ式ヲ行フ旨ヲ述テ株主名簿ヲ大藏卿ニ捧ク 松方大藏  
卿日本銀行創立ノ旨趣ヲ演舌セラル 次ニテ開業免狀ヲ賜フ 總裁答詞ヲ朗誦ス 次テ子安監事總株主ニ代リ祝文ヲ読ム  
浦權大書記官祝詞ヲ読ム 次ニ渋澤榮一氏府下各国立銀行ノ總代トシテ祝詞ヲ演舌ス 加藤銀行局長祝詞ヲ演舌ス 四時三  
十分式終ル

同六時ヨリ皇族 大臣 參議 各国公使 警視總監等御來臨 晚餐時ニ海陸ノ樂隊奏ヲ奏ス 同九時ヨリ夜会招キヲ請タル  
各省ノ勅奏任官及各国公使領事本行株主各銀行会社ノ頭取 郡區長 京濱ノ学士紳士等無量千有余人陸統來臨アリ 本日ノ  
設ケハ銀行室内ヲ國旗及各國ノ旗章ヲ以テ裝飾シ盆栽ヲ饒然シ珠燈ヲ掲ケ加ルニ内外六基ノ電氣燈ヲ照ス故ニ室ノ内外共白  
昼ノ如シ 陸ニハ海陸ノ樂隊合奏シ川ニハ烟花ヲ絶ス打揚ケ十時ニ階上立食ヲ開キ各自觀ヲ尽シ興ニ入り十二時頃快散ス  
本日午後雲立惡シク南風烈敷六時頃ヨリ霧ヲ降スカ為メニ外部ノ珠燈ヲ照スル事能ワスト雖トモ幸ヒニ式基ノ電氣燈アリシ  
故差支ナク此式ヲ見物セント老若男女ノ雜沓立錐ノ地ナシ暫時往來ノ留リシ如クナリキ

四月三十日 月 曇

午前七時 加藤濟氏ヲ訪

午後二時 東京府知事ニ面談 四十五ノ件

〃 六時ヨリ加藤濟ヲ訪フ 適々飯田巽氏ト会宴九時退散ス

五月一日 火 晴

午後三時 東京府庁ニ出 知事ニ面談ス

午後六時 松方君ヨリ來便

五月二日 晴 水

午前七時 松方公ヲ訪

- 五月三日 小雨 木  
午後四時 芳川府知事ノ邸ヲ訪
- 五月四日 小雨 金  
午前八時 加藤濟君ヲ訪
- 五月五日 小雨 土  
午前七時 品川君ヲ訪 帰途加藤君ヲ訪不在  
午後六時ヨリ武井君ヲ訪
- 五月六日 晴 日曜  
午前七時 芳川知事ヲ訪
- 〃 八時 松方大藏卿ヲ訪 面談
- 五月七日 晴 月  
午前九時 東京府知事ヲ訪面談四十五ノ件ナリ
- 五月八日 晴 火  
午前七時 加藤君ヲ訪
- 五月十日 雨 木  
午前九時 松方公ヲ訪
- 〃 十一時農商務省ニテ品川君ニ面談  
武井君ニ面談
- 五月十一日 曇 金  
午前九時 農商務省ニテ品川君ニ面談
- 十時 大蔵省ニテ郷 松方ノ二公ニ面談

五月十三日 晴 日曜

午前八時 武井君ヲ訪

〃 十時 河野君ヲ訪

五月十四日 晴 月

午前八時 松方公ヲ訪

〃 九時 農商務省ニ而品川君ニ面談

五月十六日 雨 水

午前七時 加藤 中井 松方ノ三君ヲ訪

五月十七日 晴 木

午前七時 郷君ヲ訪

午後五時ヨリ中村楼ニ飯田氏ノ催ニ臨席ス

大蔵省中郷三等出仕及大少書記官ト日本銀行重役ナリ

五月十九日 晴 土

午前 松方公 品川君ニ面談ス

五月廿日 晴 日

午前八時 松方君ヲ訪 同邸ニ而吉原 富田ノ二氏ニ面会ス

五月廿三日 晴 水

公債 松方 品川ノ二名

額面五万円 此俣四万円 借入金

此利金<sup>(マ)</sup> 貳千四百円 壹ヶ年ニ而 六分ノ割合 仕拂分

壹ヶ年収入分金三千五百円ナリ

差引金 千百円

午前八時 加藤君ニ面談

〃 九時 品川君 山田内務卿ヲ訪

五月廿四日 晴 木

午前七時 加藤濟君ニ面談

〃 八時 松方君 品川君ニ面談

五月廿五日 晴 金

午前八時 加藤濟君ニ面談

〃 十時 大蔵省ニ出 加藤 藤村ノ二氏ト面談

五月廿八日 晴 月

午前七時 松方君ヲ訪

〃 十時 農商務省ニ品川君ト面談ス

松方 品川 加藤ノ三君ヘ餞別ヲ送ル

五月廿九日 晴 火

午前九時ヨリ品川君ヲ訪談

〃 十時 松方君ヲ訪談

五月三十日 晴 水

午前八時 加藤君ヲ訪

証券印紙取扱（記述内容は省略）

六月十一日 晴 月

第三 安田 日本ノ三銀行へ

六月十二日 晴 火

廿日迄ニ当上半季損益勘定ノ予算ヲ出スヘシ

六月十五日 晴 金

十六日朝 藤島銀行局長 国債局松尾君郷君へ面談ノ事

午後六時ヨリ別荘深津富山県大書記官 木村正幹（三井物産）ノ二氏ヲ招キ開宴ス

六月十六日 晴 土

午前八時 郷純造君ヲ訪

〃 九時 藤島正徳君ヲ訪

〃 十時 大蔵省国債局ニ出ル 右金引当元資残借ノ事

六月十八日 晴 月

午後一時大蔵省ニ出ル郷君ト面談ス

（六月廿一日に、吉原総裁とともに大阪に向う。廿三日から大阪に滞在、廿八日に日本銀行大阪支店開業式に出席する。九月二日大阪を出発、小松・金沢をへて同六日郷里の富山に向い、十二日まで滞在、十三日から十七日まで金沢に滞在、十八日に再び富山に戻り、七月廿日に同地を出発し、廿三日帰京）。

右のようにこの時期、明治十六年三月から五月にかけての善次郎理事の行動とくに松方はじめ政府高官との接触はきわめて密接であり、注意に値いする。

この時期の多岐にわたる活動のなかで、横浜正金銀行と日本銀行の合併など正金銀行の救済にかんする件、そして地



方の国立銀行の支援ないし救済にかんする件は、本稿の次節以下で取扱うこととしよう。ここでは、この時期すなわち明治十六年春から翌十七年にかけての時期において、三菱と対抗した共同運輸への融資・支援関係について触れておこう。

共同運輸会社は、既述したように、三菱会社の海運業の独占に対抗すべく、政府支援のもとに第一国立銀行の澁澤栄一、三井物産の益田孝らによって設立された海運会社であり、この年の四月に開業した。

開業にさいし日本銀行そして安田善次郎理事にたいし、共同運輸会社の側から金融支援が求められたことは容易に想像できる。この時期における安田善次郎と松方大蔵卿、農商務省の品川弥次郎、加藤銀行局長そして澁沢栄一、益田孝、木村正幹(三井物産副社長)らとの度重なる接触の一つの理由は、この問題にかかわるものであったろう。とくに共同運輸会社の場合は、二五〇万円の政府出資はじめ、現物出資が資本金の大半を占めており、開業初期から運転資金が乏しかったことは明らかで、割引手形による金融支援が要請され、これにたいし安田理事が、政府・日本銀行当局とも折衝を重ね、三〇万円に上る長期の割引手形方式を考案し、共同運輸への融資が実現している。すなわち五月九日の「手控」には「共同運輸会社ヨリ申込ノ割引手形」のメモが記載されている。これは、三十ヶ月期限、年八分の割引手形で、振出人が共同運輸会社、仕拂人を農商務省とするもので、内容は左のように記述されている。<sup>(21)</sup>

五月九日

共全運輸会社ヨリ申込ノ割引手形

六月廿日ノ日付 仕拂

一三十万円壹葉

期日 明治十八年十二月二十日

期限 三十ヶ月間

振出人 共全運輸会社

仕拂人 農商務省

此割引料 金六万円也 但シ年八分ノ月割

一明治十六年六月廿日共全運輸会社ヨリ振出シタル農商務省宛ノ第何番ノ金額三十万円ノ為替手形期限三十ヶ月分則明治十八年十二月廿日仕拂ノ分ヲ日本銀行ニ於テ金六万円ノ割引ヲ以テ通貨廿四万円ニ買取候ニ付左ノ約定取詰置候事

一為替手形者金額三十万円ニシテ明治十八年十二月廿日該手形ノ名宛人農商務省ニ於テ金額ノ金員ヲ日本銀行ニ拂渡スハ勿論ト雖トモ若農商務省ノ都合ニ因リ期限三十ヶ月以内ニ金額又ハ内金幾分ヲ拂渡ス事アルトキハ日本銀行ニ於テ無異議受取モノトス

一共全運輸会社ヨリ全社ノ都合ニ因リ該手形ヲ期限内ニ買戻事ヲ得ルモノトス

一前兩條ノ場合ニ於テハ左ノ割合ニテ日本銀行ヨリ割引料ヲ拂戻スヘシ

一明治十六年六月廿一日ヨリ 迄ノ内ニ拂込又ハ買戻ストキハ年八分ノ月割ヲ以テ二十ヶ月分則金四万円ヲ日本銀行ヨリ拂戻スヘシ  
一明治十七年四月廿日 迄ノ内ニ拂込又ハ買戻ストキハ年八分ノ月割ヲ以テ二十ヶ月分則金四万円ヲ日本銀行ヨリ拂戻スヘシ

二明治十七年四月廿一日ヨリ 迄ノ内ニ拂込又ハ買戻ストキハ年八分ノ月割ヲ以テ十ヶ月分則金貳万円ヲ日本銀行ヨリ拂戻スヘシ

三明治十八年二月廿一日ヨリ以後拂込又ハ買戻ストキハ割引料拂ヒ渡サ、ルヘシ

共同運輸会社の手形割引は、上記のように、額面が非常に多額であること、三カ年という長期支払であること、農商務省が支払人であること、などにおいて、政府保証の割引債券や社債に近い、すこぶる特徴あるものであった。それだけに日本銀行の創業期の最初の割引としての意義をもつものといえよう。

周知のように、その後共同運輸と三菱会社の競争は三井と三菱との対抗の様相をも示し、ともに相ゆずらず、時とと

もに熾烈となった。その結果、明治十八年九月、両社の合併による日本郵船株式会社の誕生となる。が両社の競争の顛末自体は、本稿の研究対象から外れるので、ここではすべて記述を省略する。

- (1) 「明治二十二年日本銀行營業報告」(日本銀行『日本金融史資料』明治大正編第一〇卷所収) 三四頁。
- (2) 同右 同右。
- (3) 安田「手控」第四号、明治一五年十月十日(後掲)。
- (4) 「日本銀行内規」第九章「局課分画ノ事」、前掲『日本銀行百年史』第一卷(二二二―二三頁)による。
- (5) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行職場百年』(日本銀行、昭和五七年)三―四頁。
- (6) 安田「手控」第五号、後掲の十月十五日に記載。
- (7) 同右 同十月十五日の項を参照。
- (8) 安田「手控」第五号は、明治十五年十月十日「日本銀行開業」に始っている。
- (9) 前掲『日本銀行職場百年』三―四頁。
- (10) 「手控」第五号、明治十五年十月十日より同年十二月二十九日より抜萃。
- (11) 前掲『日本銀行百年史』第一卷、二四二―三頁(原典は「日本銀行創業関係資料」、日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編、第一〇卷、昭和三年、付録による)。
- (12) ちなみに、十月一四日公債証書抵当貸付にかんし公債の種類と担保価格が、そして一六日に取扱手続きが定められたことについて、『日本銀行百年史』は、以下のように記述している。(……) 貸付利子↓抵当品の種類・掛目↓取扱手続きと一つ、一つ決定されていたのは開業の慌ただしさを物語るものといえよう。ちなみに、公債証書抵当貸付(定期貸)の抵当品として認められた公債は、金禄公債・秩禄公債・起業公債・金札引換公債など一〇種類であった。掛目はいずれも時価の八〇%とされたが、ほぼ一週間後の一〇月二二日、金札引換公債を除きその引下げが図られた(引下げ後、最低一五

％（最高七五％）、前掲『日本銀行百年史』第一卷、二四一頁。

(13) 前掲「手控」第五巻号、十二月十四日の項の記載。

(14) 同右 前掲十一月九日の項を参照。

(15) 同右 十一月十五日の項に記載。

(16) ちなみに実業家の社交の場となる茶会、茶事について触れておくと、これより先、井上馨と益田孝および弟の克徳（東海上保険株式会社支配人）、英作（三井物産勤務）ら三井物産関係者を中心に、美術品、文化財の収集家が集まり、これに旧大名華族や官僚のなかの好事家加わり、次第に茶事・茶道の愛好者のグループが生れた。これに、表千家および京文化の正統を伝承してきた三井家の人々、とくに室町家の三井高保（華精）、南家の三井高弘（松籟）らが接触することによって、明治の新時代に東京で本格的な茶会が生まれ、やがて和敬会、大師会、光悦会など様々な茶事の会合が誕生、発展をみるにいたった。

それには安田善次郎は、明治十一年本所横網町の田安邸を購入したところ、邸内に「又隠」写しの茶室が伝えられていたこともあって、明治十三年以降、近隣の親しい知己を集めて茶会を楽しんでいたが、この時期になって、上述のグループの人々と知りあい、同十五年秋には、しばしば招待されるようになった。彼は、茶道については関心が高く、翌十六年からは自邸において毎年定期的な茶会をひらき、和敬会の主要メンバーとなっている。以来、「手控」に記載された生涯にわたる克明な茶会記は、実業家のそれとしてほかに例をみないものであり、没後『安田善次郎全伝』のなかに編集され（巻之八、十）、『安田茶会記』として知られている。

(17) 同右 十二月十七日（前掲）を参照。

(18) 「手控」第五号、明治十六年一月十五日の項に記載されている。

(19) 同右 一月十五日、二十三日の項に記載。

(20) 安田「手控」第五号「明治十五年十月より全十六年五月まで」、および安田氏「日誌」第五号「自明治十六年三月至全

十八年四月」からの抜萃による。

(21) 同右 五月九日の項に記載。

### 三 横浜正金銀行の危機と合併案の作成

——横浜正金銀行設立の沿革と安田善次郎、同行の危機の到来、再度にわたる日銀との合併案の作成、同行の改革と危機の脱却——

日本銀行理事として、開業翌年の明治十六（一八八三）年に安田善次郎が扱った重要問題は、横浜正金銀行の救済であり、彼は日本銀行による横浜正金の吸収合併案を作成するなど、発足早々の横浜正金銀行の危機対策にかかわっている。

横浜正金銀行は、日本銀行よりも二年前、明治十三（一八八〇）年二月開業をみた。しかし、はやくも翌十四年末には経営難に直面、以後事態は悪化し、明治十五年秋には危機的な状況を迎えていた。安田善次郎は、同行の創立時には民間最大の株主であったが、間もなく持株の大半を売却し、同社との関係を絶っていた。とはいえ、日本銀行の理事、株式局長として、好むと好まざるとに拘らず、当面の横浜正金銀行の危機対策ないし救済問題にかかわらざるを得なかったことであろう。事実、彼は明治十五年暮から翌年正月にかけて、日本銀行による横浜正金銀行の合併救済案を二度にわたって作成し、松方大蔵卿と吉原日銀総裁に提出している。合併は実現しなかったが、救済策の具体的方針はその後の政府による横浜正金銀行の救済と再建に少なからず影響をもつものであった。右の経緯は、横浜正金銀行史にかんする諸文献に記述されていないので、<sup>①</sup>顛末の概要と善次郎の合併案について、本節において記しておかねばならない。

横浜正金銀行の設立について簡単に述べておくと、設立と起業は民間主導によるものであった。<sup>(2)</sup> 周知のように、明治初年における外国貿易取引は、日本人の商人といわゆる外国商館との間で銀貨を用いて行われており、銀貨の供給はもっぱら外国銀行、外国商館の支配、掌握するところであった。これによって日本の商人は、取引上の不利をしいられた。かくて、外国の商館や銀行の支配、彼らの「専横」に対抗し、日本の政府ないし商人・金融業者の側で金銀貨幣（「正金」と称された）を供給し、取引の均衡と円滑化、そして貿易の増進をはかるべきであるとの思考や計画が、官民のなかに抬頭した。こうした動向のなかで、大隈参議・佐野大藏卿時代において横浜正金銀行の設立が具体化をみた。

運動の提唱者は、横浜で貿易に携わっており、丸屋商社（のちの丸善）を経営していた、はやし早矢仕有ちきと中村道太の福沢諭吉門下の二人であった。これにたいし福沢自身が大いに支持激励し、小泉信吉、西脇悌二郎ら慶応出身者が次々に加わり、中核的なグループが形成された。こうした動向に、ときの参議の大隈重信が強力に支援したことから、横浜の貿易商・金融業者の木村利右衛門、中村惣兵衛、堀越角次郎、小野光景らが参加し、横浜の貿易のための金融機関の設立は、急速に実現に向った。明治二年一月には二十二名の発起人によって、国立銀行条例（明治九年改正）に準拠して、資本金三〇〇万円の横浜正金銀行（横浜区本町四丁目、頭取中村道太）が創立され、翌十三年二月二十八日開業をみた。

横浜正金銀行は、こうして民間銀行として設立されたのであるが、政府から多大の助成と保護が供与された。資本金の三分の一の〇〇万円が、「御差加金」として銀貨をもつて出資された。また、開業後は貿易荷為替取引の活況から、輸出奨励の名目で、三百万円が国庫準備金から政府預金として同行に預け入れられ、「御用外国荷為替」にたいし融資の途が講ぜられた（ただし紙幣の発行権は認められなかった）。さらに、吉原重俊大藏省書記官が、同行の管理長に任命されるとともに（のち十四年十一月官選取締役制に改められる）、大藏省が管理官を横浜正金銀行に常駐させること

とされた<sup>3)</sup>。したがって横浜正金銀行は、実質的には半官半民的性格をもつにいたった。

さて、安田善次郎は、明治初年から横浜で地金銀や金銀貨幣の売買を活発に行ない、横浜での金融業務が重要な利益の源泉の一つとしてきたこともあり、同社の設立に関心を持ったことは自然のことであつた。かつ政府が手厚い保護と助成の対象としたことも、彼の意思決定を左右したのであろう。彼は、同行設立にさいし安田卯之吉名義で七〇二株、安田善次郎名義で四五〇株、計一、一五二株を出資している<sup>5)</sup>。開業当時においては、大蔵省を除くと最大かつ抜きんでた大株主であつた。ちなみに、横浜の貿易商と慶応の関係者たちは、株主の数においては相当な人数に上つたが、個々の出資額はいずれも五〇〇株以下にとどまつている(表3-1)。この点で安田善次郎ないし代理人が取締役に加わっていないことは、当時とすれば異例なことである<sup>6)</sup>。

ちなみに、横浜正金銀行の設立にさいして三井家ないし三井関係者も、ほとんど出資していない。のちに関係が緊密となる三井物産会社(明治九年設立)の益田孝にしても、その額は非常に乏しい(なお株主のなかの朝吹英二は設立の有力メンバーの一人であるが、この時期は三井とはとくに関係はない)。

横浜正金銀行の発足当時の役員は、頭取が中村道太、副頭取が小泉信吉、取締役兼支配人が小野光景であり、そのほかの取締役は、水野忠精、中村惣兵衛、西脇悌二郎、木村利右衛門であつた(監事は設けられていない<sup>7)</sup>)。開業当時は、生糸はじめ輸出貿易が活況で、同行の株価も堅調であつた。中村道太は積極的ないし理想的な経営をめざし、貿易荷為替取引はじめ業務の拡張、諸銀行とのクロスボンデンス契約の拡大、神戸支店の設置(同年六月)、海外出張員の派遣(ニューヨーク、ロンドン)、海外支店(サンフランシスコ、上海)の開店の申請などを次々に実行に移した<sup>8)</sup>。

なおこの一時期、中村道太ら福沢門下のグループは、理想にもえており、横浜正金銀行の設立にかぎらず、積極的な事業活動で際立っていた。この事実も指摘しておかねばならない。明治一三年二月に丸屋商社は、有限責任会社、丸屋

表 3-1 横浜正金銀行株主姓名表 明治 13 年 7 月

姓名	身分	住所	株数	株数現価(円)
大藏省			10,000	600,000
安田卯之吉	平民	東京府下日本橋区小網町	702	42,120
堀越角次郎	同	同 区旅籠町	630	63,000
小林吟次郎	同	同 区堀留町	500	30,000
安田善次郎	同	同 区小網町	450	29,000
山崎千三郎	同	同 区新乗物町	450	27,000
塚本定次郎	同	同 区伊勢町	420	25,200
丸家善七	同	同 区通三丁目	390	27,400
西脇梯二郎	同	同府下麴町区飯田町	360	21,600
北川亥之作	士族	同府下本郷区本富士町	345	20,700
中村惣兵衛	平民	神奈川県下横浜区本町	337	20,220
鬼塚通理	士族	東京府下日本橋区浜町	330	19,800
間島冬道	同	同府下神田区駿河台袋町	310	24,800
徳川茂承	華族	同府下麻布区飯倉町	300	18,000
市川好三	平民	同府下本所区相生町	300	18,000
西脇吉郎右衛門	同	新潟県下北魚沼郡小千谷町	300	20,000
岩崎彌太郎	士族	東京府下本郷区湯島梅園町	300	18,000
西館弧清	同	同府下日本橋区新和泉町	270	16,200
田原 疇	同	愛知県下名古屋区富沢町	265	15,900
中村碌郎	平民	東京府下日本橋区浜町	220	18,000
木村利右衛門	同	神奈川県下横浜区弁天通	217	13,020
前川太郎兵衛	同	東京府下日本橋区堀留町	207	12,420
墨 卯兵衛	同	愛知県下名古屋区伝馬町	205	12,300
丸家善八	同	神奈川県下横浜区弁天通	200	12,000
近藤良薫	同	同 区老松町	200	12,000
原田二郎	士族	同 区宮崎町	200	12,000
小泉信吉	同	同 区野毛町	180	18,000
川崎八右衛門	平民	東京府下本所区千歳町	180	10,800
中澤彦吉	同	同府下京橋区南新堀	180	12,000
早矢仕有的	同	神奈川県下横浜区堺町	180	10,800
朝吹英二	同	東京府下芝区三田二丁目	160	16,000
小野光景	同	神奈川県下横浜区南仲通	155	9,300
(以下 略)				

(出典) 「横浜正金銀行第巻回半季實際考課状并諸報告表」  
 (『横浜正金銀行史』資料第 1 卷所収)による。



表 3-2 横浜正金銀行株主姓名表 明治 14 年 4 月

姓名	身分	住所	株数	株数現価(円)
大蔵省			10,000	1,000,000
堀越角次郎	平民	東京府下日本橋区通旅籠町	664	66,400
北川亥之作	士族	同府下本郷区本富士町	435	43,500
小林吟次郎	平民	同府下日本橋区堀留町	410	41,000
鬼塚通理	士族	同 区浜町	360	36,000
間島冬道	同	同府下神田区駿河台袋町	310	31,000
西脇悌二郎	平民	同府下麴町区飯田町	300	30,000
徳川茂承	華族	同府下麻布区飯倉町	300	30,000
岩崎彌太郎	士族	同府下日本橋区南茅場町	300	30,000
中村惣兵衛	平民	神奈川県下横浜区本町	282	28,200
岡村義昌	士族	東京府下麴町区上六番町	272	27,200
早矢仕有的	平民	神奈川県下横浜区堺町	229	22,900
前川太郎兵衛	同	東京府下日本橋区堀留町	207	20,700
中村 碌 郎	同	同 区浜町	200	20,000
安田善次郎	同	同 区小網町	200	20,000
鈴木幾作	同	神奈川県下横浜区弁天通	200	20,000
丸家善八	同	同 区同町	200	20,000
平山甚太	士族	同 区太田町	194	19,400
安田卯之吉	平民	東京府下日本橋区小網町	192	19,200
川崎八右衛門	同	同府下本所区千歳町	180	18,000
原田二郎	士族	三重県下飯高郡松坂殿町	180	18,000
井伊直憲	華族	東京府下麴町区老番町	178	17,800
市川好三	士族	同府下本所区相生町	170	17,000
西脇吉郎右衛門	平民	新潟県下北魚沼郡小千谷町	170	17,000
墨卯兵衛	同	愛知県下名古屋区伝馬町	160	16,000
柿沼與志	同	東京府下日本橋区堀江町	150	15,000
山崎千三郎	同	静岡県下佐野郡南西郷村	150	15,000
西館弧清	士族	青森県下中津軽郡弘前百万石町	150	15,000
小野光景	平民	神奈川県下横浜区南仲通	150	15,000
朝吹英二	同	大分県下下毛郡宮園町	150	15,000
平瀬亀之助	同	大阪府下東区北浜四丁目	140	14,000
稲垣藤次郎	同	愛知県下渥美郡豊橋関屋町	135	13,500
(以下 略)				

(出典) 「明治十三年下半年期第 2 回半季實際考課状并諸報告表」  
 (『横浜正金銀行史』資料第 1 卷所収)による。

商社に改組し（阿部泰三と朝吹英二が取締役に加わる）、同じ年の九月には、西脇悌二郎、早矢仕有的、朝吹英二らによって、横浜に貿易商會が設立された。また同年秋には中村道太、小泉信吉、早矢仕有的、西脇悌二郎、朝吹英二、阿部泰藏が発起人となり、日本最初の近代的な生命保險会社として、明治生命保險会社が発起され、（社長阿部泰藏、資本金五〇万円）、翌十四年七月開業するにいたっている。<sup>(9)</sup>

安田善次郎は、いったん横浜正金銀行に多額の出資をしたものの、まもなくこうした横浜正金銀行の経営と中村道太らの行動をみて、経験不足と危険を感じたことであらう。開業の明治十三年の夏頃から保有持株の売却をはじめ、同年末までに卯之吉名義を含めて最初の持株の三分の二を、（相当な利益をえて）、手放すにいたっている（表3―2）。ちなみに、この年横浜正金銀行は、輸出品生産の各地の国立銀行と荷為替資金貸付につき次々に約定書を交換しているが、それらのうち、福島第六国立銀行および第七国立銀行、須賀川の第八国立銀行、松代の第六十三国立銀行、上田の第十九国立銀行、岐阜の第十六国立銀行、飯山の第二十四国立銀行、松本の第十四国立銀行などの多くの銀行は、いずれも安田善次郎がコレスポнденス関係を結ばなかった取引先であった。<sup>(10)</sup>

横浜正金銀行の経営は、善次郎が予想したとおり、開業翌年の明治十四年下期になると、はやくも経営難にみまわれるにいたった。ここで詳細にはたち入らないが、同年一〇月松方緊縮財政の着手と国内景気の悪化、生糸輸出の不振、横浜における取引所開設をめぐる内外製糸取引業者間の紛争、銀貨の騰貴による貿易の困難などの出来事によって、横浜正金銀行の経営は急速に悪化の一途をたどることとなった。だが、決算は毎期黒字で、株主配当を支払い続けており、明治一五年七月の同年上期決算は大幅な粉飾を免れないものとなった。これをみて松方は「深く前途を憂慮」し、六月二十九日木村利右衛門、中村惣兵衛および堀越角次郎の三取締役を自宅によんで、「厳しく戒飾」するところがあり、さきの決算の発表後、中村道太は頭取職を引責辞任している。

中村頭取のあとは、支配人の小野光景が頭取職を後継したが、事態は好転せず、前記の融資先の諸銀行は、その多くが再三の支払の延期を要請するにいたっており、<sup>(14)</sup> そのうえ小野頭取は「一時休業が得策」を発言するなどによって信用の低下を招き、<sup>(15)</sup> 政府の支援姿勢によってのみ、辛うじて経営が存続する状態となった。

日本銀行が開業した明治十五年十月頃以降の横浜正金銀行は、かくて危機的であり、対応は劇的でさえあった。小野頭取は同年暮には半年足らずで辞任するほかなく、翌一六年一月一日に代って政府関係者として白洲退蔵が頭取に就任し、改革に着手することになった。しかし、松方が白洲頭取を補佐して再建を期待したという、取締役兼神戸支配人の深津勝典が二月一日に死亡し、<sup>(16)</sup> 就任早々の白洲は事態の收拾が不可能となった。こうした経過から、横浜正金銀行の株式には売物が増加し、政府としては、経営陣の一新の検討とともに、株式の買い出動を考慮せざるを得ない状態となった。

さて、明治十五年十二月から翌年にかけて、安田善次郎の横浜正金銀行にかんする動静と行動についてみると、十五年十二月二十二日に日本銀行に早矢仕有的が来訪、翌二十三日にも善次郎の自宅を訪問しており、<sup>(17)</sup> 横浜正金銀行の現状報告、さらには救済策の要請を受けていたことがわかる。この時点で安田善次郎は、すでに政府日銀筋から、日本銀行による横浜正金銀行の救済・合併案の検討を内々に依頼されていたようである。二年前の第四十四国立銀行の吸収合併の成功経験と評価からすれば、これも当然といえる。ここに彼が、日本銀行理事として内部史料を入手し、横浜正金銀行の合併による救済の検討に着手したことは明らかで、同月二十四日の「手控」に、「正金銀行ト合併見込」という私案が記されている。少なからぬ意義をもつ内容であるので、次に全文を記載する。<sup>(18)</sup>

正金銀行ト合併ノ見込

一 資本金三百万円ノ内

百四十万円 正金 此正金ヲ壹円四十銭ノ相場ヲ以テ売却フベシ

百六十万円 通貨 上金五十六万円ヲ得ル

仮ニ現今ノ損失五十六万円ト見テ此上金ヲ以テ仕理ルモノトス

改メテ資本金三百萬円ノ通貨ノ正金銀行ナリ

此通貨三百萬円ノ正金銀行ヲ日本銀行ニ合併スルノ株主ハ日本銀行旧株主ト總テ全等ノ権理ヲ有スルモノトス愈亦此合併ヲ望マサルモノハ一株通貨百円ヲ以テ退社スルモ不苦此退社株ハ新加入ヲ募集スルモノトス

政府へ請願ノ件

一 政府ノ持株ハ其儘日本銀行最初ノ株ト全様都合六百萬円ノ株主ト為ル事

一 正金銀行所有ノ正貨百四十萬円ヲ壹円四十銭ツ、ノ相場ニテ買上ヲ願ヒ此代金ノ内百四十萬円ハ直チニ金札引替公債証書ヲ御拂下ヲ乞上金五十六萬円ハ日本銀行ヨリ無利足ニテ借上毎季ノ配当利子ニ而御仕拂被下度事 凡七ヶ年賦

一 右ノ正貨百四十萬円ハ直チニ日本銀行ニ無利足ニ而御貸下相願〔抵当ハ金札公債証書ヲ全額差出置物ナリ〕之ヲ準備トシテ兌換紙幣ヲ貳百八十万円發行許可有度事〔但シ準備ノ紙幣発行高ノ半額ナレバ万一差支ノ節ハ政府ニテ何時ニテモ無利足ノ貸下ヲ豫約有之度事〕

一 此正貨百四十萬円ノ返済方ハ日本銀行ニ於テ毎季ノ積立金ト金札引替公債公債証書三百萬円ノ内当籤一分ヲ以テ返却スルモノトス 凡此年限  
七ヶ年賦

一 日本銀行ノ株主ハ此正金銀行ノ合併ニ付無利足ノ準備ヲ得テ銀券発行ヲ為スノ利益アリ但シ正金銀行ニ於テノ損失ヲ無利足ニテ年賦ノ返済ヲ許ス事アルハ前書ノ拠アレハナリ

一 正金銀行ヲ合併シテ千三百萬円ノ資本ト為ルニ一ハ株金年賦ノ払込ナリ一ハ悉皆入金ナリ是ハ其入金ノ割合ヲ以テ利益配当シテ悉皆入金済迄ハ甲乙ノ二類ニ分置シ日本銀行旧株主ヲ甲ノ部ト為シ正金銀行加入ノ分ヲ乙ノ部トシテ全シク皆金済ノ仮株券ヲ渡シ置モノトス

一日本銀行ニ於テハ横濱ニ支店ヲ設ケ之ヲ正金局ト為シ内外貿易商ノ便理ヲ策リ賣込引取ノ諸貨物ヲ以テ抵当貸又ハ荷為替外  
国荷為替等ヲ専ラニ營業為スノ見込ナリ

右の善次郎の合併案は、合併という点では結局実現をみなかったが、しかし、そのほかの救済の具体策についてみれば、資本金の通貨一本化、累損の算定（五六万円）、銀貨売却の差益による損失の補填、追加政府資金と公債利子による償却、利回りの有利な公債の買付などにおいて、のちに実施される政府の対策と軌を一にしており、注目すべき内容を持っている。

十二月二十四日に彼は、大蔵省に加藤銀行局長を訪問し、ついで、松方大蔵卿を自宅に訪問・面会している。<sup>(19)</sup> 暮を前にしたこの時点で、右の合併私案が提示、説明されていることは、十分にあり得ることである。

こえて十六年一月二十八日、善次郎は「十時 三田松方公ヲ訪 適々吉原総裁入来 俱ニ正金銀行ノ事ヲ談」じている。<sup>(20)</sup> この機会に、松方・吉原から、ふたたび合併案の作成を依頼されたようである。三日後の同三十一日の「手控」に記載されている「正金銀行ニ合併為スノ再案」は、左記のように、<sup>(21)</sup> 基本的には同じだが、前回よりも一段とゆき届いた、合併方式による救済・再建案である（ただしこれは草案で、政府日本銀行に提出された再案は、若干異なるとも考えられる）。

正金銀行ヲ日本銀行ニ合併為スノ再案

一正金銀行ノ資本金三百万円

内訳

正貨 百四拾万円

通貨 百六拾万円

此正貨ヲ時ノ相場ヲ以テ賣払ヒ

該上金四拾貳万円ナルニ付〔仮ニ壹円三十錢〕之ヲ正金銀行現今信用貸中損失ト見做ス部分ヲ仕埋ルモノトシテ滯貨ノ準備

ニ至置ヘシ

右ノ如ク為スニ付全ク通貨三百万円ノ資本銀行ト為ル此株主ヲ日本銀行ノ資本金壹千万円ニ合併シテ千三百万円ノ資本銀行ト為ル而シテ是ヲ折半シ六百五十万円ヲ政府ノ持株トシ又六百五十万円ヲ民間ノ持株ト為シ都テ日本銀行ノ條例ヲ遵守シテ營業ヲ為スモノナレハ旧新株主全等ノ権理義務ヲ持スルハ勿論ナリ

一正金銀行ノ株高政府百万円民間貳百万ナリ然共此合併ヲ正金銀行株主中ニ望サル者又ハ都合ニテ此際退社ヲ望ムモノモアルヘシ其旧株<sup>（マヤ）</sup>数式ヲ〔壹株代價〕買取五拾万円ヲ政府ノ所有ト為シ尚賣殘株アレハ民間ノ新株主ヲ募集スルモノトス

一正金銀行ノ株主募集ノ節政府ノ百万円ハ正金ニ而入金シ民間ノ二百万円ハ〔正金二割〕ノ入金迄ハ当時正金ノ相場ヲ見積民間分ハ此上場金共六百円七十錢余ヲ出金為シタル姿ナレハ該行計算上ノ都合ニ因リ民間分二百万円ノ株ニ対シ上場金六円六十錢迄ハ積立金ヨリ仕拂フ事モアルヘシ尤政府ノ株ハ此際特別ノ訳テ以其上場金御宥免ヲ願候事

一合併為スノ三百万円ハ既ニ悉皆ヲ入金シ千万円ノ分ハ四回<sup>（カ）</sup>ニト五分ノ入金為スノ約束ナレバ之ヲ甲乙ノ二部ト為シ利益配当ハ其入金額ニ割合ヘシ

右ニ付政府ニ請願ノ件々

一正金銀行株式百万円御所有之分ハ其儘日本銀行ノ株ト為リ通貨ノ分ニ相成事

一正金銀行株主中此合併ニ付都合ニ因リ退社ヲ望ムモノ、株ハ五十万円迄ヲ御買上相成前項全様政府御所有ノ株ト相成候事

一正貨百四拾万円時ノ相場ニテ御買上相成其代金ヲ以テ金札引替公債証書百四拾万円ヲ御拂下相成儀尤上金ハ日本銀行ヨリ無利足ニテ御用立置毎季ノ利益配当分ニテ御消却相成候事但シ七ヶ年賦

一兌換紙幣差向貳百八拾万円発行御許可之事

但シ準備金ハ正貨百四拾万円金札引替公債証書百四拾万円

一御買上ノ正貨百四拾万円ハ無利足ニテ日本銀行ニ御貸下相成候事

但シ此返済ハ日本銀行ニ於テ毎季ノ積立金ト所有ノ金札引替公債証書ノ内当籤ノ分ヲ以テ返納スルモノトス凡十ヶ年賦

右の再案においては、合併による新会社社の資本金千三百万円、さきに見た諸方策のほか、予想される正金株式の売却の動きにたいしては、大蔵省が額面プラスアルファの価格で買入れることと対応することとし、その額は五〇万円を予想している（事実ほぼそうした成行きとなった）。また政府には二百八十万円の紙幣発行、すなわち財政支援（十カ年返済）を要請する、などというものであった。

この時以降の「手控」第五号に記されている横浜正金銀行関係の記事を採録すれば、次のとおりである。<sup>(22)</sup>

一月三十一日 晴 水

午後七時ヨリ原六郎氏ト澁澤氏ノ宅ニ而相談ス

二月三日 晴 土 節分

午後一時ヨリ吉原総裁ト大蔵省ニ行 郷及三等出仕ニ面談ス

二月六日 晴朗 火

午（後）二時 正金銀行取締役深沢勝典氏ノ葬送

四時加藤濟君ヲ訪

右のように、十六年正月末には、横浜正金銀行の救済ないし再建策について、彼は政府関係者ばかりでなく、当時の銀行業界の有力者たる、第一国立銀行の澁沢および第百国立銀行の原（六郎）との三人による協議も行っている。この銀行業者の三人の会議によって、横浜正金銀行の改革にさいしては、政府の支援をうけつつも、民間出身の原が頭取となる人事でこれを遂行することが打合わせられ、安田日本銀行理事が、政府にたいする根まわしを行ったことであろう。さて、こうした経緯をへて、同年三月になってから、大蔵省で横浜正金銀行の抜本的な改革が具体化されている。もともと、上記の日銀・正金の合併案は、最終的には松方の採るところとならなかった。その理由は、形のうえにせよ、多額の財政支援は、徹底した財政緊縮と相容れないことであつたであろう。結局、横浜正金銀行は貿易金融機関として存続させるが、新しい経営陣のもとに、安田案にみられるような諸方策が実施されることとなつた。

以下、明治十六年における横浜正金銀行の再編・改革の概要については、『横浜正金銀行史』および『横浜正金銀行全史』第一巻資料によって略述しておく。

まず三月二二日、原六郎が官選取締役役に任命され、二六日に頭取に選出された。同時に四月中旬に、「異論者株主」すなわち正金株の売却を希望する株主の保有株式の買取が実施されることになつた（大蔵省国債局長石渡貞夫の名義、一株一〇九円八〇銭）、結局買取株式の総計は六、四一四株に達している。ついで四月二五日の株主総会において、左のような諸方針が決定された。<sup>(23)</sup>

一 資本金の内銀貨の分を紙幣に改める事。

一 此差益見積額五十万四千円（銀貨相場一円三十六銭の見積）

一 積立金及び別段積立金を紙幣に改めて、悉く之を滞貨準備に組入れる事。



〔此見積額十八万六千六百円（銀貨相場同断）〕

一 所有の金札引換公債証書を金録公債証書と交換する事。

一 市場の需要に相当する銀貨を備へ置く事。

一 業務を区別して紙幣部〔本位〕と銀貨分〔客位〕を置く事。

この改革（第一項・第二項）で六九万円の差益が見込まれ、欠損の補填にあてられることとされたが、この時点において損失額の見積りは一〇七万円余と計算され、さらに「御用外国荷為替」損失は、七〇余万円と推定された。

さて、その後の経過をみると、これらの改革とともに、外国荷為替の取引にたいする改善・優遇措置の実施、取引先の各地銀行の経営指導などが行われ、他方で役員報酬の減額、人事の刷新、経費の削減などが行われ、これらの諸対策の実施によって、横浜正金銀行の経営は改善に向い、十六年下期には収支が償うにいたった。以後の横浜正金銀行の経営の再建の実現については、前掲の諸文献の記述にゆづつてよいであろう。

（1）この時期の横浜正金銀行史は、『横浜正金銀行史』（大正九年十一月印刷。当時は非公開の極秘資料とされたが、昭和五十一年、西田書店より復刻本が刊行された。東京銀行編『横浜正金銀行全史』第一巻（東洋経済新報社 昭和五五年）、同『横浜正金銀行史』資料第一巻（日本経済評論社、昭和五十一年）がある。これらはいずれも有用で、とくに資料第一巻は、創業期の営業報告書の複製版として貴重である。しかし、安田善次郎の役割については、いずれの文献にも記述されていない。

（2）上掲『横浜正金銀行史』一〇〇～二〇〇頁、『横浜正金銀行全史』第一巻、七八―九八頁、『横浜正金銀行史』資料第一巻、一一三―一六頁などによる。

- (3) 前掲、資料第一巻。
- (4) 詳細は、前掲、由井常彦編『安田財閥』第一章第二節(三一頁以下)参照。
- (5) 横浜正金銀行「株主姓名表」(明治十三年七月)、前掲、資料第一巻所収、「第壹回半期考課状并報告書」三五―六頁。
- (6) 理由は明らかでない。創立時に安田善次郎が取締役と記した文献もある(明治生命保険相互会社『近代日本保険生成史料』同社、昭和 年)所収の「明治生命の創業者」には、安田善次郎が中村道太らとらんで取締役と記されている。
- (7) 前掲、資料第一巻、「第壹期實際考課状并報告書」、三三―三四頁。
- (8) 前掲、『横浜正金銀行史』第一巻、五七頁。
- (9) 前掲『近代生命保険生成史料』(頁)にこれら慶応出身の創業者たちの経歴(史料)がとりまとめて掲載されている。
- (10) これら約定書の交換については、前掲、資料第一巻、「第二回半季實際考課状并報告書」(二七―二〇頁)による。
- (11) 詳細は前掲、資料第一巻所収の、第四回(明治十四年上半年)より第七期(明治十六年上半年)によって、詳細を知ることができる。
- (12)(13) 前掲『横浜正金銀行史』四〇頁。
- (14) 前掲資料第一巻、「第六回半季實際考課状并報告書」六一―九頁。
- (15) 前掲『横浜正金銀行史』四一頁。
- (16) 松方は、深沢の人物・能力を信頼し、再建を担当させようとし、彼もまた「知遇に感激」したといわれる(前掲書四五頁)。安田善次郎にとっても、深沢の死亡は意外であり、これを特記して、葬儀に出席している。前掲「手控」第五号明治十六年二月六日の項。
- (17) 前掲「手控」第五号、明治十五年十二月二十二日、同十二月二十三日。
- (18) 同右 十二月二十四日の項に記載。
- (19) 同右 同右

- (20) 同右 明治十六年一月二十八日の項。  
(21) 同右 明治十六年一月三十一日および二月二日の項に記載。  
(22) 同右 明治十六年一月三十一日より二月六日までの事項の抜萃。  
(23) 前掲『横浜正金銀行史』五〇頁。

#### 四 諸国立銀行の救済にかんする活動

——国立銀行の窮状、国立銀行条例の改正案作成、第四十一国立銀行の支援と経営支配、第四十五国立銀行の救済と支配——

日本銀行開業の明治十五年の秋以降になると、横浜正金銀行にかぎらず、各地の多くの国立銀行は、経営難にみまわれた。国立銀行の場合、明治一〜二二年の銀行設立のブームにのって設立されたものの、基礎の脆弱なものが多かったから、松方の政策的デフレの過程で、資金不足に直面し、経営難におちいったことも当然のなりゆきであったといえる。農村の疲弊、商工業の不振とともに、金融の窮迫については、かの農商務省調査の『興業意見』（明治一七年）が全国各地の実状を調査・報告しているところであるが、本稿においては、これまでの考察の文脈において、横浜正金銀行の第六回半期（明治一五年下期）および第七回半期（明治一六年上期）の「半期実際考察課状並諸報告表」の記載についてみよう。ここでは輸出品の産地において横浜正金銀行の取引先の地方国立銀行が、この時期において為替代金の支払が延滞し、次々に横浜正金銀行にたいし返済の猶予を要請しており、休業ないし閉店にひとしい状態におちいつていることが、以下のように報ぜられている。<sup>2)</sup>

[明治十五年下半期]

一、九月廿日内地荷為換貸金滞納ノ分ニ関シ各行トモ目下頗ル困難ヲ極ハムレハ右全体ニ対シ相當ノ御猶豫アラン事ヲ願ヒ尚  
第百八国立銀行ヨリ即今申出ノ旨モアレハ本年十二月三十一日迄延期ノ儀ヲ大蔵省ニ出願セシニ同月廿六日其認可ヲ得精々  
速ニ返納スヘキ旨ヲ指令セラレタリ

一、(十月) 十一日内地荷為換貸金ノ内松代第六十三国立銀行松本第十四国立銀行岐阜第十六国立銀行へ対スル返納延期ノ儀  
ヲ大蔵省へ出願セシニ同月廿五日其認可ヲ得タリ

一、十月十三日第二十四国立銀行第百八国立銀行へ対スル内地荷為換貸金利子紙幣若テ圓上納スヘキ筈ナルニ該兩行ハ或ハ閉  
店シ或ハ目下拂入レ難キ事情モアレハ其上納延期ノ事ヲ大蔵省へ出願セシニ同月二十日願意難聞届旨指令セラレタリ

一、十一月二十日福島第六国立銀行へ対スル内地荷為換貸金返納延期ノ儀ヲ大蔵省へ出願セシニ同月十一日其認可ヲ得タリ

[明治十六年上半期]

(一) 二月廿日昨下半期中内地荷為換貸金ニ対スル御用預リ金利息ノ内国立銀行ニ保ル當時取立未済ノ分入金之レアル迄国債  
局へ上納方猶豫セラレ度旨大蔵省へ請願セシニ同月廿六日迄願意難聞ラレ尚ホ速ニ取立上納スヘキ旨指令アリタリ

三月十二日飯田第百七国立銀行へ対スル荷為換前金貸残高返納延期申出タル處實際ノ情況不得止モノニ付本年ヨリ向フ五  
ヶ年賦返納致サセ度大蔵省へ請願セシニ四月四日願意難聞届旨指令アリタリ

これによつてみると、第百八(飯山)、第六十三(松代)、第十四(松本)、第十六(岐阜)、第百十七(飯田)、第六  
(福島)らの国立銀行が、いずれも横浜正金銀行の困難とともに、この時期に少くとも一時的には、支払不能の窮状に  
いたつたことを知ることができる。

これら主として生糸産地の国立銀行の経営難は、前述したように、明治十六年春に行われた政府による横浜正金銀行

の改革と支援によって、同行の運営が再び軌道にのると、次第に回復に向った。『横浜正金銀行史』によれば、明治十六年六月以降になると同行では、福島、上田、岐阜、高崎など各地に出張員を派遣し、政府からの「御預り金」の範囲で、各地から横浜までの荷為替取組みを行ない（金利・手数料ともに軽減）、さらに九月には右の取扱いを、横浜正金銀行の責任のもとで他銀行にも委託することを可能とするなどの改善策が講ぜられ、これら諸銀行も、徐々に危機を脱することとなった。

もつとも、これら地方銀行の経営が、抜本的に改革されたわけではない。そこで、これより数年先になって、明治二十三年（一八九〇）年の恐慌に際会すると、再び経営難に直面するにいたるのであるが、ともかくこの時期には、いづれもひとまず破綻をまぬがれたのであった。

松方財政実施にともなう国立銀行の窮状については、安田善次郎ももとより事態を憂慮しており、明治十六年二月三日、吉原日銀総裁とともに大蔵省を訪れた際に、国立銀行条例の改正、紙幣の消却とあわせて具体策を構想している。「手控」の二月一日から四日の項においては、十頁にわたって草稿が細字でこまかく様々に書き入れが行われ、かつ成案が得たらしく、右の草案の文章全体が横一字に沫殺されている。このうち二月四日の項に記載されている国立銀行にたいする政策と紙幣消却案は、比較的整然と書かれており、彼としては成案に近いと判断されるものである。このいわば、安田私案では、紙幣発行高を三、二〇〇万円と推定し、十五年間をもって消却するとしている。のちに実現する国立銀行条例の改正のための、民間側からの提案としての意義をもつので、あえて全文を掲げることしよう。<sup>(4)</sup>

（二月四日）

国立銀行ノ発行紙幣ヲ日本銀行ニ負擔セシメ日本銀行ニ於テ該発行紙幣ヲ年々消却シテ十五ヶ年目ニ至リ悉皆消却済ト為ス

ノ方法左ノ如シ 但シ国立銀行ハ明治九年九月ヨリ創リ十年十一月ノ創立ヲ多数トス依テ平均假二十五年間營業期限アルモノト見做

一金三千貳百万円 発行紙幣高

是ハ仮ニ各国立銀行ノ資本金四千万円ト見做シ十分ノ八ヲ發行爲シタルモノトシテ如此以下此額ヲ目安ト爲ス

内訳 金千五百九拾六万円 是ハ一ヶ年 兩度<sup>六月</sup>二百四十万円ツ、十四ヶ年間消却爲スノ見込

金千六百四万円 是ハ十五ヶ年目ニ至リ八百万円ハ準備金 八百四万円ハ各国立銀行ヨリ貸金ヲ取立消却爲スノ

見込

一 国立銀行ニ積置所ノ紙幣引換準備金八百万円ヲ日本銀行二十五ヶ年利付預ケ金ト爲シ年八分ノ利子ヲ生シテ壹ヶ年分六拾四万円ナリ

一 国立銀行ニ於テ年兩度ノ純益金ノ内壹割以上ヲ積立金ト爲スノ成規ナレハ此高見積五拾万円ナリ

一 国立銀行ハ發行紙幣ヲ更ニ日本銀行ヨリノ無利足定期借入金ト爲シ政府ニ差出アル發行紙幣ノ抵当公債証書ハ其儘日本銀行

ニ差出置ヘシ又日本銀行ハ此公債証書ヲ従前ノ通り發行紙幣ノ抵当ニ据置モノトス

十五ヶ年ノ後滿期ニ至リ是ヲ一時ニ消却爲スハ尤至難ニシテ或ハ夫カ爲メ意外ノ變動ヲ生スルモ又量カタシ誠ニ是我日本國中ノ通貨ノ凡四分ノ一ニ当ルノ巨額ナレバナリ依テ故ニ其豫備ヲ爲ント欲スルニ左ノ愚案ヲ書シテ同業ノ諸君ニ教ヲ乞

国立銀行ハ明治九年九月ヨリ創リ全十年十一年ノ創立ヲ多数トス依テ平均拾五ヶ年間營業期限ヲ有スルモノト爲シ百五拾余ノ銀行資本金合計四千万円ト見做シ是カ十分ノ八則三千貳百萬円ノ發行紙幣アリ之ヲ年々消却シテ營業期限中十五ヶ年目ニ至リ悉皆消却爲ス見込

一 發行紙幣金三千貳百万円ヲ悉皆日本銀行ニ負擔セシメ日本銀行ハ直チニ三千貳百万円ヲ国立銀行江無利足ノ定期貸ト爲スヘシ

而シテ是カ引替準備金八百万円ヲ日本銀行ニ利付書類預ケト爲シ日本銀行ハ各種公債証書之内ヲ以テ積置モノトス其利子ト

国立銀行ニテ毎季ノ積立金ヲ以テ発行紙幣ヲ消却為ス割合ハ左ノ如シ

日本銀行ニテ負擔分

一金千五百九拾六万円 是ハ初年ヨリ尅ケ年兩度ニ（六月十二月）金百拾四万円  
ツ、ヲ十四ケ年消却スル合計ナリ

此尅ケ年百十四万円ノ内訳ハ引替準備金八百万円ノ利子年八分トシテ六十四万円ナリ是ハ日本銀行ヨリ仕払フモノトス殘金五十万円ハ国立銀行ヨリ積立金ノ分ヲ差出スモノトス

一金千六百四万円 是ハ十五年目則最後ニ消却為スヲ  
以テ皆済ナリ

此内八百万円ハ定期預リノ分日本銀行ヨリ返済スルモノニシテ殘金八百四万円ハ国立銀行ヨリ最初定期備用為シタル分ヲ返済スルノ分ナリ

合計金 三千貳百万円

目今国立銀行ノ惣体ヲ以テ觀ルトキハ實ニ危險ノモノ不尠是或ハ我国該業の創立ノ日淺キト業務經驗ノ少キヨリ資本金ヲ十分活用スルノ法ニ乏シク常ニ洪滞シテ為メニ世上ノ信ヲ得ル能ワス竟ニ鎖店ニ至ルノ甚敷現状ヲ顯スモノモ有之該株主之不幸想フヘシ而シテ此影響又全般ノ銀行ニ及シ世上ノ金融ヲ妨ル又少トセス左レハ此末如何ニモシテ確實ノ法ト認ムル丈ハ（四行抹消）（次ノ頁ニ）

政府ニ請願シテ改正ヲ要スヘシ

一風説ニ由レハ発行紙幣ノ引替準備ハ有名無実ノモノナレハ是ヲ以テ発行紙幣ヲ消却為サシメ而シテ其ノ額ヲ減少スヘシト此法銀行者ノ為メニハ一層危険ヲ増サシムル事ナルヘシ国立銀行ノ條例ニ基キ資本金十分ノニハ引替準備金トシテ必ス庫中ニ存在スヘキ筈ナレハ如何ニモ業務ヲ採リテ拙劣ナル当任者モ鎖店ニ至ル迄ノ内ハ之ヲ犯ス事有マシク然ルニ其準備金ヲ以テ発行紙幣ヲ消却為セハ其額ニ当ル抵当公債証書ヲ銀行ニ下ケ渡サル、モノナルヘシ

茲ニ於テ拙劣ナル当任者ハ愈資本ノアラン限リヲ使用シテ到庭鎖店ニ及フトキ其輕重ハ果シテ如何

故ニ是ヲ使用為サ、ルノ方ヲ設ルハ必要ナルヘシ

右の成案ができると二月六日、安田善次郎は、大蔵省に出頭し、郷純造少輔に面会して、「銀行条例改正案の予定案を内呈した<sup>(5)</sup>」。ついで加藤銀行局長邸で、富田日銀副総裁、第一国立銀行の澁沢栄一、三井銀行の三野村利助、および安田善次郎、すなわち銀行業にかかわる官民トップメンバーが顔をそろえて、銀行条例の改正案を協議している<sup>(6)</sup>。

こうした経過をへて国立銀行条例の改正が実現するとともに紙幣消却の具体的なプランが、松方のリーダーシップのもとに、政府、日本銀行において樹立、実行に移されることになる。この過程については、既刊の諸文献がいちように記述している<sup>(7)</sup>ところであり、安田善次郎のコミットも乏しいので、本稿ではこれ以後の記述は省略することにした。

さて、明治十六年は、横浜正金銀行および関係の地方銀行ばかりでなく、既に触れたように全国各地の国立銀行の多くが多少とも経営難を経験することとなり、危機的な様相を示すものが少なくなかった。関東においては、第四十四国立銀行につづいて、栃木県の第四十一国立銀行、東京府下の第四十五国立銀行について救済問題が生じ、ともに安田善次郎が支援・救済に当ることとなった。これらの銀行の支援と救済については、既刊の金融史の諸文献でほとんど触れられておらず、その反面「安田家文書」において、断片的にせよ、比較的豊富な関係史料が得られるので、やや立ちいって考察してみることにしたい。

第四十一国立銀行（明治十一年九月設立、栃木県栃木、資本金二〇万円、頭取木村半兵衛）については、設立当時から安田善次郎がかかわっていた。だが前号に記したように<sup>(8)</sup>、栃木県為替方の受託をめぐって安田銀行との間にトラブルがおこり、白石磨ら地元の有力者によって仲裁が行われた。紛争自体は明治十五年八月に日銀の開業前にいちおう解決したのであるが、明治十六年になってから同行の経営が悪化し、地元および当局から、安田善次郎に支援が求められた。



また、経営の悪化にともない地元では為替方取扱問題が再燃した。

これにたいし安田善次郎は、合併・買収でなく、経営の指導によって同行の経営の改善を試みている。さきの第四十国立銀行の吸収合併については、合併の決定ののちも問題のある債権や不満株主の発生などに、この頃までも手を焼いていたところであり、かつ栃木県の場合は、安田銀行の二つの支店を開業していたから、地元の無用の刺激をさけるためにも、経営指導方式を選んだものと思われる。

最初に、派遣したのは藪田岩松である。彼は、安田商店以来の古参の使用者で、一族をのぞくと、彼がもつとも信頼していた店員である。ついで太田準一郎ら数名の店員を第四十一国立銀行に出向させ、国庫金取扱いはじめ銀行経営の業務指導に当らせた。<sup>(9)</sup>

安田善次郎は、一方で店員出向による援助にのり出す他方、同三月九日に藤川為親県知事に次のような手紙をかいている。<sup>(10)</sup>ここでは、この年一月日本銀行で国庫金を取扱うことがきまり、四月以降の新年度はいずれ代理店制に移行するが、栃木県の国庫金の安田銀行取扱いは変らないこと、ただし府県は従来どおりのこと、足利地域の国税および地方税は第四十一国立銀行に委譲すること、が強調されている。

（明治十六年三月九日）

藤川為親君へ

拝啓春寒之候益御安祥奉賀上候陳者豫テ御配慮相掛候御県為替方之義昨年九月中四十一銀行トノ約束モ有之本年四月ヲ以テ該行御命令相成候様御願可致答之処当年一月日本銀行江国庫金取扱之義政府ヨリ御命令相成目下其着手順序取調中ニ有之未夕治定は不仕候得共全国之為替方ハ命令満期ニ至リ一旦御見相成候上日本銀行ヨリ時宜ニ依リ代理店ヲ委托スルノ手續ニ相成可申

様既ニ其期限ニ満ルモノ有之ニ付差当リ国税取扱ハ不日着手被致候筈之運ニ相成尤多数一時ニハ行イ難ク候ニ付府県庁費ノ分  
八十六年度モ尚亦従前ノ通り知事県令ニ御委任相成トノ事ニ承リ候左様相成トキハ昨年九月仮約定致置候通到底履行難相成候  
ニ付茲ニ頃日木村半兵衛中島喜代治ノ二氏出京故左ノ如ク示談申入置候ナリ

一、足利区域国税金為替方ハ悉皆四十一国立銀行ニ讓渡シ可申事

一、地方税ト郡役所ハ全管下都テ四十一銀行ニ讓渡申事

右之外従前ノ通安田銀行ニテ勤統致従前ヨリノ貸附金家屋等ハ都テ讓渡サス往々栃木町ニ確實ナル地所家屋ヲ購求シテ家ヲ設  
ケ永ク栃木県人民ト為リテ永統致スヘキ見込ニ有之候事

ついで三月二十日、安田善次郎は栃木県に出張し、藤川知事、そして第四十一国立銀行の役員たちと会合、同行との  
問題に結着をつけた。また同行に向向の、藪田以下安田銀行の六人の店員たちに、それぞれ手当を支給し、二十四日帰  
宅した。右の栃木県の出張記録は、左のとおりである。<sup>(1)</sup>

三月廿日 雨 火

午後三時ノ汽船ニ而栃木ニ行

夕方ヨリ降雪 寒氣甚シ

三月廿一日 晴 水

午前七時 新波ニ着 道路泥濘

〃 九時 栃木ニ着 鈴木(要三) 来談

正午 藤川君ニ面談

三月廿二日 晴 木

早朝 招魂社ニ詣

(栃木支店ニ行)

白石君ニ運動機器ヲ送ル事

三月廿三日 晴 金

白石 中島ノ両氏ト再三談判ス

夜ニ入四十一銀行江行 木村 中島 正田 瀧澤ト談判ス

午後三時 藤川君ニ面談ス

藪田 山尾 5 大田 5 白井 5 香田 5 □□5 (安田銀行の出向者への報酬・単位円)

三月廿四日 晴 土

午前八時 安生順四郎氏ニ面談ス

〃 鈴木 中島 正田 瀧澤 木村来訪

午前九時 栃木出足 午後八時着京

こうして善次郎は、安田銀行の栃木県国庫金取扱の支配を確実にしつつも、第四十一国立銀行の支援を十分に実行したのであるが、しかし、これより前、安田善次郎に第四十一銀行について失言があったらしく、この問題がとり上げられ、第四十一国立銀行の役員との会合にさいし、同行側から抗議をうけており、結着に手間どったようである。

彼は、帰京したのちの三月二十六日、第四十一国立銀行の木村、中島、正田、瀧澤らにたいし、次に掲げる「詫び状」ともいえる内容の手紙をかき送っている。<sup>(12)</sup>

三月廿六日

(書簡 草稿)

拜啓日増ニ暖氣相加候処益々御安祥被為涉欣喜不斜奉賀上候陳者過日參上拝顔之節為替方之一条ニ付種々之御配慮相掛候段恐縮之至御寛恕ニ被下候実者日頃之御愛顧ニ甘ヒ且公私之損益ニ關係致候事故申懸無腹臆吐露致候処幸ヒ各位賢明盟荷御採用被成下候ニ付良結果ヲ得候故一ハ四十一銀行永続ノ為メ次ニ小生ノ僥倖不過之候(欄外)

元来小生義ハ貴管下ニ於テ年来營業ヲ為シ居候モ全ク各位ノ御愛顧ニ出ル処ナルヲ昨年一時ノ失言ヨリ恩人各位ニ奮瞞ヲ抱カセ変シテ為替方云々ノ葛藤ニ至ルモ小生ノ罪ナレハ素ヨリ悉皆ノ罪ニ晒スヘキノ存寄ニ応分ノ謝罪ヲ為スハ豫テノ覚悟ニ御坐候処夫是ノ御譴責モナク寛大ノ御配慮ニテ百事御取捨被下候ハ寔ニ面目モナキ次第ニ御坐候茲ニ於テ明治十年以来ノ御交誼ヲ繼續致候様相成候者全ク貴台ノ御庇蔭ト不洩忝御禮奉申上候依之此後一層之注意ヲ加ヒ必ス右様之不都合不生候様仕候間不相替永ク御愛顧被下置候様奉伏願候先者右御禮奉申上候度乍略義以書中仕如斯御坐候時下餘寒御厭可被遣候 敬々頓首

木村 中島 瀧澤 正田ノ四氏宛

朱書ハ白石氏

これらのほか、安田商店時代における共同事業(人參取引)以来親しい知人であり栃木県下野・奈良部の実業家で、第四十一国立銀行の有力な株主、かつ創立時の支配人でもあった鈴木要三にたいしても、次のような書簡をかき送り、<sup>(13)</sup>第四十一国立銀行の問題で、地元<sup>(14)</sup>に安田にたいする不信感が拡大することのないよう、鈴木に要請している。

全鈴木要三氏へ

拜啓 暖和之候益御安祥奉賀候陳者頃日參柝之節御不快中不相望種々御配慮ヲ蒙候談千萬忝御禮奉申上候昨年以來小生一時過言失錯ヨリ以外之葛藤釀出シ為ニ貴兄ノ御心勞寔ニ不知所謝候今般各位之御尽力ヲ以テ彼是ノ葛藤一時ニ消滅シテ明治十年以來ノ交誼ヲ繼續致候様相成実々四十一ノ為ノ次ニ小生身上ノ幸福不過之大慶之至ニ奉存候此後一層注意ヲ加エ右様之不都合不生様心掛候間貴兄ニ於テモ向後不相替御添心奉希望候隨而甚輕少之至ニ候得共在合之粗品呈上仕候御笑納被下候ハ、本懷之至ニ奉存候就テハ此結果ヲ得候ニ付木村、中島、正田、瀧田（マツ）ノ四氏ト白石氏へ聊在合候粗品ヲ為持手代相添悴善四郎ヲ以テ謝禮ノ為メ差出候間可然御指揮奉願上候

二伸

過日御尊御坐候日光有之杉材早々御手廻被下候様奉願上候

その後同四月になると、安田善次郎は、この年早々に第三銀行の頭取に任命した安田善四郎（卯之吉）を栃木に派遣し、就任挨拶をさせている。この出張は四月十四日から二十二日かけて栃木県一円に及んでいる。<sup>(14)</sup>

このように第四十一国立銀行にたいしては、安田善次郎は地元の理解をうるのに大いに配慮している。<sup>(15)</sup> いずれにしても、同行の経営の実体は、その後次に安田銀行の本支店によって支配され、安田銀行の系列銀行になるが、それはともかく、第四十一国立銀行は、安田善次郎の助力によって、明治十四～五年の危機から破綻をまぬがれることとなった。栃木の第四十一国立銀行について、東京の第四十五国立銀行も、明治十五年早々経営難におちいり、安田善次郎によって救済の対象となった。同行については、経営の実態が必ずしも十分に明らかでなく、救済の過程も不明な点が少なくないが、米取引所と関係が深いといわれ、善次郎の活動は顕著なものがある。「手控」の日記を手がかりに、これをもとにたどってみる。

第四十五国立銀行は、東京府下日本橋浜町に所在、明治十一年十月一二日設立（免許取得）、資本金一〇万円、頭取

楠見信幸で、士族中心の国立銀行であったようである。同じ日本橋の所在であるから安田善次郎も関心や情報を持っていたと考えられるが、明治十五年までの日記、手控には登場していない。同行の経営難についての最初の記事は、明治十六年三月二十八日のもので、同日「夜二入り四十五銀行五十嵐ヲ呼 談話<sup>(16)</sup>」とある。

この時点すなわち明治十六年三月中旬に、加藤銀行局長ら大蔵省当局では、同行の経営の行詰りについて情報を得ており、調査と支援方について安田善次郎日銀理事に依頼したのである。これにたいし善次郎もこれに応じており、まもなく四月三日、第四十五国立銀行の経営が、資金が欠乏し、「余程困難ノ模様」と、容易でないとする所見を、日本銀行局長に左のように書簡で報告している<sup>(17)</sup>。

拜啓兎角雨天勝ニ而益御清祥奉賀上候 陳者一昨日四十五之義両三日之内ニ推持見込者申上旨申上置候處尚篤ト探偵致見候得者旧株券ヲ悉皆消滅スルノ事ハ最前ヨリ当局者ニ於テ受合居候事ト雖トモ今日ニ至リ余程困難ノ模様ニテ品貸ノ分ハ迎モ行届間敷トノ事慥ニ聞込候ニ付過日該行ニ向テ質問致置候返事ハ未タ無候得共今日ハ日限ニモ有之到庭不被行事ト存候間一昨日之御猶豫者御取消可被下候此段參館可申上筈之処病人ニ而不得其儀ヲ乍略義以書中如斯御坐候頓首

四月四日 加藤濟殿

その後この件で善次郎は、四月から五月初旬にかけて、さきの横浜正金銀行の救済の場合と同様に、民間実業界では澁沢栄一、原六郎の二人と協議を重ね、さらに芳川東京府知事を再度訪問し、官民の間を奔走している。第四十五国立銀行にかかわるこの時期の行動は左のとおりである。もとより第四十五国立銀行の破綻は開業後まもない米商取引会所の運営に支障をもたらすことは不可避で、安田理事を中心として救済の方策が検討されたことには、疑問の余地がない。

四月十九日 曇 木

廿日午前 濫澤 原ノ二氏ト四十五銀行之件ヲ談スル事

四月廿一日 雨 土

終日在宅 四十五銀行之件ヲ調査ス

夜ニ入 柏木ニ濫澤栄一 原六郎ノ二氏ト四十五銀行ノ件ヲ談ス

四月廿三日 晴 月

午前八時 松方公ヲ訪 面談

午後五時 柏木ニ集合ス 四十五銀行ノ件ナリ

四月三十日 月 曇

午前七時 加藤濟氏ヲ訪

午後二時 東京府知事ニ面談 四十五ノ件

〃 六時ヨリ加藤濟君訪フ 適々飯田巽氏ト会宴九時退散ス

五月一日 火 晴

午前七時 第三銀行ニ出 四十五銀行之書類ヲ調査ス

右の救済ないし支援活動の間の四月二十日の「手控」に、第四十五国立銀行の経営について、左のような調査の断片的なメモが記載されているので、参考までに掲げておくことにする。<sup>(19)</sup>これによると東京、日本橋の本店のほか、桑名、津、四日市および南部の四分所に支店を持っていたことが知られる。

四十五支店四ヶ所ノ差引貸四万四千四百八十四円〇〇五厘カリ

支

内式万八千七百五十八円二十五銭三厘 桑名支店ヨリ

七千三十式円九十四銭五厘 津支店ヨリ

四千八百五十八円二銭二厘 四日市支店ヨリ

出 内巻万五千三百九十九円六十一銭六厘南部支店カシ

又六千六百元 四支店資本金

引メ 壹万八千六百四十九円六十銭四厘 カリ

なお安田善次郎は、店員の山中安吉を支配人として第四十五国立銀行に出向させ、同行を監督させている。<sup>20</sup>そして、明治二〇年には小林年成を頭取に推して、<sup>21</sup>自己の支配下においている。しかし、それ以上については、具体的なことは知られていない。

第四十五国立銀行関係の記事は、同年六月以降の日記、手控類にまったく見出せないから、右の措置のほか何らかの手段で危機を脱したと思われる。

松方デフレにともなう明治十五〜六年の全国的な金融不安ないし危機の到来において、少くとも関東においては、影響力の大きな銀行破綻はいちおう回避されている。この過程における上述のような安田日本銀行理事の役割については、それなりに留意に値するといえよう。

(1) 既に知られているように、農商務省調査『興業意見』(明治一七年)(大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集



成』（改造社、昭和六年八月）第十八卷〜二十卷所収）においては、「農商工業者ノ疲弊困難ニ陥リタル景状」とともに「農商工業者金融ノ実況」を全国各地について調査し、金融対策にも及んでいる。

(2) 横浜正金銀行「第六回半季實際考課状并諸報告表」（明治十五年下半季）六一八頁。同「第七回半季實際考課状并諸報告表」（明治十六年上半季）一八一九頁（前掲『横浜正金銀行史』資料、第一巻に所収）、より引用。

(3) 前掲『横浜銀行史』（社内資料）五六―六〇頁による。

(4) 「手控」第五号、明治十六年二月四日の項に記載。丁寧に書かれているが、一字に取消されている。

(5) 『安田善次郎全伝』（私家本、大正一四年）卷之三、伝記二、三一九頁。

(6) 同右 同頁。

(7) 前掲の『日本銀行百年史』、『日本銀行沿革史』など、とくに後者の第一巻などを参照。

(8) 前掲『三井文庫論叢』第三七卷

(9) 安田商店従業員については、前掲『安田財閥』六三〜四、七九頁を参照。店員派遣については前掲『安田保善社とその関係事業史』一〇八頁、なおこの派遣については、国庫金の一部同行委託を前提に、その場合の業務指導も重視されたであらう。

(10) 前掲 「手控」明治十六年三月九日の項に記載。

(11) 同右 三月廿日から廿四日の項による。

(12) 同右 三月廿六日の項に記載。なお右のほか、仲田信亮宛にほぼ同じ内容の書簡草稿が記載されている。

(13) 同右 三月廿六日の項に記載。

(14) 同右 四月十四日から廿二日の項。

(15) 四月下旬に善次郎は、木村、中島、瀧澤、山岡ら第四十一国立銀行の役員たちをはじめとして、藤川、鈴木、白石以下地元の関係者合計十八人にたいし、美術品から身のまわりの品にわたりそれぞれ物品を贈与しており、「栃木遺物等」の

総額は、「四百六十四円五十銭」と記されている。よって、いかにトラブルののち地元配慮したかがうかがえる。

(16) 前掲 「手控」第五号、明治十六年三月二十八日。

(17) 同右 四月三日の項に記載。

(18) 同右 四月十九日から五月十二日までの項より抜萃。

(19) 同右 四月二十日の項に記載。

(20) (21) 前掲『安田保善社とその関係事業史』一〇八頁。

### 結びにかえて

前号においては、日本銀行の設立、開業にいたる過程における安田善次郎（設立事務御用掛ついで設立準備委員）のかかわりを解明し、彼が大蔵省銀行局当局と接触し、設立準備の業務に主体的にコミットしたかをたどってみた。またこの時期に、第三銀行による第四十四国立銀行の吸収・合併という、当時未経験の銀行間の大合併などを無事になしとげ、金融業者として彼の能力を發揮したことも考察した。

本稿では、明治十五年十月の日本銀行の創業と創業初期といえる翌年六月までの時期について、日本銀行の理事かつ割引、株式両局長兼務となった安田善次郎が、創業当時は常勤役員として、日本銀行の貸付・手形割引業務に先鞭をつけ、ついで日本鉄道会社、共同運輸会社という初期の一大国策会社にたいし、多額の資金の長期融資への途をひらいたことを明らかにした。また、開業翌年には、横浜正金銀行の危機に際して同行の改革と日本銀行による合併案の作成、松方デフレ下の各地の国立銀行の支援・救済そして国立銀行条令改正などに、どのように活動したかを立ちいって考察

してみた。事実、「手控」を手がかりとして、明治十六年の春の安田善次郎理事の毎日を見ると、しばしば連日のように松方大蔵卿と接触しており、松方にとって不可欠な存在、もしくは手足となって活動したかが知られる。

日本銀行理事としての安田善次郎の活動は、以上に尽きるわけではなく、この時代ほど特徴的でないにしても、明治十七年末にまで及ぶのであって、残された諸側面と時期との考察は次号において行ない、日本銀行と安田善次郎という、いままだ解明されることの乏しかった研究を完了したいと考えている。